

**静岡県浜松内陸コンテナ基地
指定管理者募集要項
付属資料**

令和2年9月

静岡県経済産業部企業立地推進課

目 次

1 浜松内陸コンテナ基地事業概要 令和元年度(2019年)	1
2 令和元年度 施設利用実績	16
3 条例、規則、要領等	17
(1) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例	17
(2) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則	25
(3) 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領	28
(4) 静岡県浜松内陸コンテナ基地コンテナヤード目的外使用基準	32
4 浜松内陸コンテナ基地主要施設平面図	33
(1) コンテナ・フレート・ステーション1号棟	33
(2) コンテナ・フレート・ステーション2号棟	34
(3) 管理棟	35
(4) くん蒸棟	36
(5) トラック・チェック・ブース	37
(6) 車庫	37

1 浜松内陸コンテナ基地事業概要

令和元年（2019年）

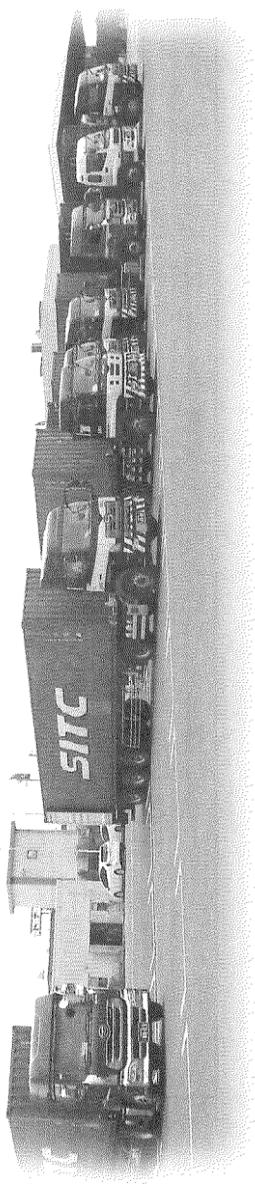
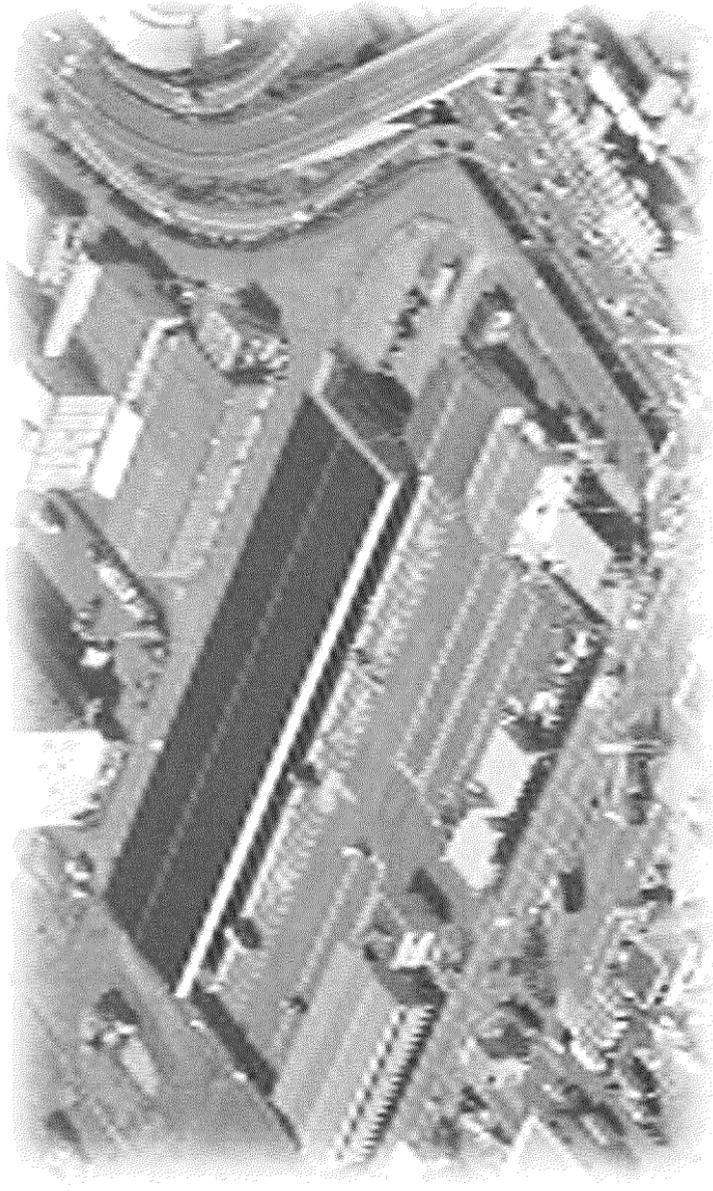
1. 沿革

- 昭和
 - 44. 2 東名高速道路開通
 - 44. 3 静岡県総合開発基本構想及び第7次静岡県総合開発計画策定
 - 44. 11 浜松内陸コンテナ基地建設連絡協議会設置
 - 45. 7 建設用地取得(浜松流通業務センター建設用地 323,691㎡内)
 - 10 浜松内陸コンテナ基地建設起工式(45年度工事着工:管理棟、作業員棟、トラック・チェック・ブース、給水塔、CFS一部、CY重舗装)(46年3月完工)
 - 46. 3 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例公布
 - 3 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会設立
 - 5 46年度第1期工事着工(CY重舗装、フェンス)(46年6月完工)
 - 6 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理規則を制定し、静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所を設置、業務開始
 - 6 指定保税地域の指定(大蔵大臣)
 - 7 名古屋税関清水支署浜松出張所が基地内で業務開始
 - 7 貨物検数検定各社が基地内で業務開始
 - 11 46年度第2期工事着工(CY重舗装、植栽、照明塔、冷凍コンセント)(47年3月完工)
 - 47. 9 47年度建設工事着工(CFS増設、照明塔、CY重舗装、CFS2号棟、くん蒸棟、車庫)(48年3月完工)
 - 48. 4 住居表示の改正(浜松市流通元町5番1号)
 - 5 指定保税地域(CFS)追加指定(名古屋税関長)
 - 6 港湾施設の認定(運輸大臣)
 - 49. 10 ターミナル・ステイタスの指定(豪州海運同盟)
 - 54. 9 54年度増設工事着工(CFS増設)(54年12月完工)
 - 55. 1 指定保税地域(CFS)追加指定(名古屋税関長)
 - 63. 5 浜松国際物流センター業務開始(浜松流通業務センター内)
- 平成
 - 元. 3 名古屋税関清水支署浜松出張所新庁舎竣工(基地内)
 - 3 指定保税地域(検査場130㎡)一部取消(名古屋税関長)
 - 2. 3 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所閉鎖
 - 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会が静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営事務受託
 - 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会基金増額
 - 3. 6 浜松内陸コンテナ基地開設20周年記念式開催
 - 11. 6 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会に評議員会設置
 - 13. 6 浜松内陸コンテナ基地開設30周年記念式開催
 - 14. 11 消火栓設備の改修工事完了(平成9年10月着工・平成14年11月完工)
 - 18. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地に指定管理者制度導入
 - 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成21年3月までの3年間)
 - 21. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成23年3月までの2年間)
 - 23. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成23年4月から平成28年3月までの5年間)
 - 9 静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事着工
 - 25. 1 静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事完工
 - 3 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会が公益財団法人として静岡県から認定
 - 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会の法人格を公益財団法人に移行
 - 27. 12 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成28年4月から平成33年3月までの5年間)
 - 28. 10 豪州海運同盟が解散

2. 基地施設の概要

(令和2年3月現在)

- 所在地 静岡県浜松市東区流通元町5番1号
- 浜松流通業務センター内
- 東名高速道路浜松インターチェンジ隣接地
- 用地面積 32,921㎡ (指定保税地域)
- 静岡県
- 所有者 静岡県
- 指定管理者 公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会



5. 令和元年の基地の利用状況

この統計は、浜松内陸コンテナ基地指定保税地域内における平成31年1月～令和元年12月(以下、「令和元年」という)までの輸出入貨物取扱量を集計したものです。

また、貨物の数量単位は立法メートル(m³)により、コンテナ個数は20フィート換算(TEU)で表わし、文中の数量単位は、1立法メートルを1トンとして表示しています。

なお、耐震補強工事が、2号棟は平成23年9月～平成24年2月までの6ヶ月間、1号棟は平成24年3月～平成25年1月までの11ヶ月の期間で実施され、その期間については各上屋とも稼働をしておりますので、平成24年の「浜松内陸コンテナ基地」の取扱数量につきましては特殊事情があったことをお含み願います。

(1) 概況

浜松内陸コンテナ基地の令和元年の輸出入貨物の全体取扱量は129,052トン(月平均10,754トン)で前年比105.5%、コンテナ貨物取扱量は125,420トン(月平均10,452トン、コンテナ化率97.2%)となった。

(2) 輸出の状況

輸出貨物取扱量は、109,411トンで輸出入全体の84.8%を占め前年比106.5%となった。

コンテナ貨物取扱量は105,783トンでコンテナ化率96.7%、コンテナ個数は40Fコンテナ2,046個、20Fコンテナ1,963個であった。

ア. 品目別

第1位はその他(建築資材及び住宅機械、銅製品、通信用ケーブル及び部品)56,786トン(構成比51.9%、前年比103.9%以下同じ)でアジア向けが53,873トン(94.9%と主力であった)。

第2位は輸送機器(自動車及び同部品、四輪車部品、船外機等)45,542トン(41.6%、108.3%)でアジア向け(構成比45.0%)が主力となり、以下、ヨーロッパ向け(25.9%)、北米向け(23.5%)となった。

第3位は楽器(新・中古ピアノ及び同部品)4,104トン(3.8%、111.6%)となり、アジア向け(構成比59.7%)及び北米向け(38.1%)となった。

以下、一般機械2,957トン(2.7%、126.5%)、繊維22トンとなった。

イ. 仕向地別

第1位はアジアで79,046トン(72.3%、103.4%)の取扱となった。品目別比率では、その他53,873トン(構成比68.2%)、輸送機器20,487トン(25.9%)、楽器2,452トン(3.1%)、一般機械2,212トン(2.8%)、繊維22トンであった。

第2位は北米で15,041トン(13.8%、121.3%)、品目別比率では、輸送機器10,718トン(構成比71.2%)、楽器1,564トン(10.4%)、その他2,689トン(17.9%)であった。

第3位はヨーロッパで12,046トン(11.0%、112.1%)となり、品目別比率では輸送機器11,802トン(構成比97.9%)、楽器43トン、その他201トンとなった。

それ以外では、アフリカ1,750トン、中南米812トン、オセアニア23トン、その他693トンとなっている。

ウ. 積出港別

第1位は清水港で56,939トン(52.0%、104.4%)、第2位は名古屋港32,441トン(29.7%、105.1%)、第3位は御前崎港10,371トン(9.5%、112.8%)となった。

以下、東京港8,714トン、横浜港51トン、その他895トンとなっている。

(3) 輸入の状況

輸入貨物取扱量は19,641トンで輸出入全体の15.2%を占め前年比100.4%となった。

コンテナ貨物取扱量は19,637トンでコンテナ化率99.98%、コンテナ個数は40Fコンテナ314個、20Fコンテナ117個であった。

ア. 品目別

第1位はその他(清掃用品、雑貨等)13,065トン(構成比66.5%、前年比90.9%以下同じ)で輸入先は全量アジアとなった。

第2位は楽器(ピアノ部品、管楽器、スピーカー等)3,118トン(15.9%、123.6%)で、アジアからの輸入が98.6%となった。

第3位は一般機械(産業機械及び部品など)1,804トン(9.2%、145.8%)、第4位は輸送機器(自動車関連用品原材料など)1,654トン(8.4%、115.4%)となり、ともに全量アジアからの輸入となった。

イ. 積地別

第1位はアジア19,597トン(99.8%、104.5%)で、品目別の内訳は輸送機器1,654トン、楽器3,074トン、一般機械1,804トン、その他13,065トンとなった。

以下、北米40トン、ヨーロッパ4トンとなった。

ウ. 荷揚港別

第1位は名古屋港で11,990トン(61.0%、102.7%)、第2位は清水港で7,468トン(38.0%、94.7%)となり、5年連続で名古屋港が清水港を上回った。

また、それ以外は東京港で183トンとなった。

(4) 輸出入貨物の取扱状況(浜松内陸コンテナ基地扱い)

4-1 輸出貨物月別取扱状況
(1) 品目別

品目	平成31年						令和元年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
輸送機器	3,655	4,214	4,809	4,199	3,978	3,765	3,942	3,369	3,773	3,454	3,060	3,324
乗器	269	372	311	362	353	321	408	267	316	360	447	318
一般機械	247	217	183	222	218	378	214	242	215	304	170	347
繊維	2	5	0	3	4	5	3	0	0	0	0	0
その他	4,395	4,812	5,325	4,611	4,830	4,231	4,657	4,914	4,664	3,836	5,805	4,706
計	8,568	9,620	10,628	9,397	9,383	8,700	9,224	8,792	8,968	7,954	9,482	8,695
前年比%	116.0%	129.6%	102.9%	108.1%	122.2%	104.5%	109.3%	102.6%	106.5%	85.7%	103.2%	96.1%
個数(TEU)	466	529	580	497	497	476	511	487	496	452	556	508
数量(m)	8,232	9,277	10,287	9,104	9,079	8,412	8,954	8,542	8,708	7,638	9,154	8,396
比率%	96.1%	96.4%	96.8%	96.9%	96.8%	96.7%	97.1%	97.2%	97.1%	96.0%	96.5%	96.6%

(2) 仕向地別

区分	仕向地	平成31年							合計
		北米	中南米	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	アジア	その他	
数量(m)		15,041	812	12,046	1,750	23	79,046	693	109,411
割合%		13.8%	0.7%	11.0%	1.6%	—	72.3%	0.6%	100.0%
前年比%		121.3%	422.9%	112.1%	105.0%	全増	103.4%	52.5%	106.5%
個数(TEU)		776	49	514	70	1	4,603	42	6,055
数量(m)		14,764	804	11,960	1,750	15	75,801	689	105,783
比率%		98.2%	99.0%	99.3%	100.0%	65.2%	95.9%	99.4%	96.7%

4-2 輸入貨物月別取扱状況
(1) 品目別

品目	平成31年						令和元年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
輸送機器	134	276	180	136	64	135	60	89	174	125	156	125
乗器	309	346	107	136	409	273	315	334	367	154	156	212
一般機械	126	111	0	145	175	150	199	176	170	201	183	168
繊維	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,009	692	1,281	770	1,147	766	712	1,178	1,390	1,611	1,389	1,120
計	1,578	1,425	1,568	1,187	1,795	1,324	1,286	1,777	2,101	2,091	1,884	1,625
前年比%	105.0%	111.2%	98.9%	100.0%	118.1%	116.1%	79.3%	100.9%	105.4%	90.5%	101.5%	115.2%
個数(TEU)	60	55	57	50	72	53	50	68	78	71	68	63
数量(m)	1,577	1,425	1,568	1,187	1,795	1,322	1,286	1,776	2,101	2,091	1,884	1,625
比率%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 積地別

区分	積地	平成31年							合計
		北米	中南米	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	アジア	その他	
数量(m)		40	0	4	0	0	19,597	0	19,641
割合%		0.2%	—	—	—	—	99.8%	—	100.0%
前年比%		108.1%	—	0.5%	—	—	104.5%	—	100.4%
個数(TEU)		2	0	0	0	0	743	0	745
数量(m)		40	0	0	0	0	19,597	0	19,637
比率%		100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	99.98%

単位(数量)コンテナ個数: 20フィート換算
量: m

品目	令和元年						合計			
	9月	10月	11月	12月	数量(m)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(m)	比率%
輸送機器	3,773	3,454	3,060	3,324	45,542	41.6%	108.3%	2,281	44,257	97.2%
乗器	316	360	447	318	4,104	3.8%	111.6%	182	4,088	99.6%
一般機械	215	304	170	347	2,957	2.7%	126.5%	189	2,932	99.2%
繊維	0	0	0	0	22	—	91.7%	0	0	—
その他	4,664	3,836	5,805	4,706	56,786	51.9%	103.9%	3,403	54,506	96.0%
計	8,968	7,954	9,482	8,695	109,411	100.0%	106.5%	6,055	105,783	96.7%
前年比%	106.5%	85.7%	103.2%	96.1%	106.5%			101.7%	107.2%	
個数(TEU)	496	452	556	508	6,055					
数量(m)	8,708	7,638	9,154	8,396	105,783					
比率%	97.1%	96.0%	96.5%	96.6%	96.7%					

単位(数量)コンテナ個数: 20フィート換算
量: m

品目	令和元年						合計			
	9月	10月	11月	12月	数量(m)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(m)	比率%
輸送機器	174	125	156	125	1,654	8.4%	115.4%	66	1,654	100.0%
乗器	367	154	156	212	3,118	15.9%	123.6%	123	3,114	99.9%
一般機械	170	201	183	168	1,804	9.2%	145.8%	106	1,804	100.0%
繊維	0	0	0	0	0	—	—	0	0	—
その他	1,390	1,611	1,389	1,120	13,065	66.5%	90.9%	450	13,065	100.0%
計	2,101	2,091	1,884	1,625	19,641	100.0%	100.4%	745	19,637	99.98%
前年比%	105.4%	90.5%	101.5%	115.2%	100.4%			97.6%	100.4%	
個数(TEU)	78	71	68	63	745					
数量(m)	2,101	2,091	1,884	1,625	19,637					
比率%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.98%					

(4) 輸出入貨物の取扱状況 (浜松内陸コンテナ基地扱い)

4-1 輸出貨物月別取扱状況
(1) 品目別

品目	平成31年						令和元年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
輸送機器	3,655	4,214	4,809	4,199	3,978	3,765	3,942	3,369	3,773	3,454	3,060	3,324
乗器	269	372	311	362	353	321	408	267	316	360	447	318
一般機械	247	217	183	222	218	378	214	242	215	304	170	347
繊維	2	5	0	3	4	5	3	0	0	0	0	0
その他	4,395	4,812	5,325	4,611	4,830	4,231	4,657	4,914	4,664	3,836	5,805	4,706
計	8,568	9,620	10,628	9,397	9,383	8,700	9,224	8,792	8,968	7,954	9,482	8,695
前年比%	116.0%	129.6%	102.9%	108.1%	122.2%	104.5%	109.3%	102.6%	106.5%	85.7%	103.2%	96.1%
個数(TEU)	466	529	580	497	497	476	511	487	496	452	556	508
数量(m)	8,232	9,277	10,287	9,104	9,079	8,412	8,954	8,542	8,708	7,638	9,154	8,396
化率%	96.1%	96.4%	96.8%	96.9%	96.8%	96.7%	97.1%	97.2%	97.1%	96.0%	96.5%	96.6%

(2) 仕向地別

区分	仕向地	平成31年							合計
		北米	中南米	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	アジア	その他	
数量(m)		15,041	812	12,046	1,750	23	79,046	693	109,411
割合%		13.8%	0.7%	11.0%	1.6%	—	72.3%	0.6%	100.0%
前年比%		121.3%	422.9%	112.1%	105.0%	全増	103.4%	52.5%	106.5%
個数(TEU)		776	49	514	70	1	4,603	42	6,055
数量(m)		14,764	804	11,960	1,750	15	75,801	689	105,783
化率%		98.2%	99.0%	99.3%	100.0%	65.2%	95.9%	99.4%	96.7%

4-2 輸入貨物月別取扱状況
(1) 品目別

品目	平成31年						令和元年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
輸送機器	134	276	180	136	64	135	60	89	174	125	156	125
乗器	309	346	107	136	409	273	315	334	367	154	156	212
一般機械	126	111	0	145	175	150	199	176	170	201	183	168
繊維	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,009	692	1,281	770	1,147	766	712	1,178	1,390	1,611	1,389	1,120
計	1,578	1,425	1,568	1,187	1,795	1,324	1,286	1,777	2,101	2,091	1,884	1,625
前年比%	105.0%	111.2%	98.9%	100.0%	118.1%	116.1%	79.3%	100.9%	105.4%	90.5%	101.5%	115.2%
個数(TEU)	60	55	57	50	72	53	50	68	78	71	68	63
数量(m)	1,577	1,425	1,568	1,187	1,795	1,322	1,286	1,776	2,101	2,091	1,884	1,625
化率%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 積地別

区分	積地	平成31年							合計
		北米	中南米	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	アジア	その他	
数量(m)		40	0	4	0	0	19,597	0	19,641
割合%		0.2%	—	—	—	—	99.8%	—	100.0%
前年比%		108.1%	—	0.5%	—	—	104.5%	—	100.4%
個数(TEU)		2	0	0	0	0	743	0	745
数量(m)		40	0	0	0	0	19,597	0	19,637
化率%		100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	99.98%

単位(数)
コンテナ個数: 20フィート換算

品目	令和元年						合計		コンテナ	
	9月	10月	11月	12月	数量(m)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(m)	化率%
輸送機器	3,773	3,454	3,060	3,324	45,542	41.6%	108.3%	2,281	44,257	97.2%
乗器	316	360	447	318	4,104	3.8%	111.6%	182	4,088	99.6%
一般機械	215	304	170	347	2,957	2.7%	126.5%	189	2,932	99.2%
繊維	0	0	0	0	22	—	91.7%	0	0	—
その他	4,664	3,836	5,805	4,706	56,786	51.9%	103.9%	3,403	54,506	96.0%
計	8,968	7,954	9,482	8,695	109,411	100.0%	106.5%	6,055	105,783	96.7%
前年比%	106.5%	85.7%	103.2%	96.1%	106.5%	—	—	101.7%	107.2%	—
個数(TEU)	496	452	556	508	6,055	—	—	—	—	—
数量(m)	8,708	7,638	9,154	8,396	105,783	—	—	—	—	—
化率%	97.1%	96.0%	96.5%	96.6%	96.7%	—	—	—	—	—

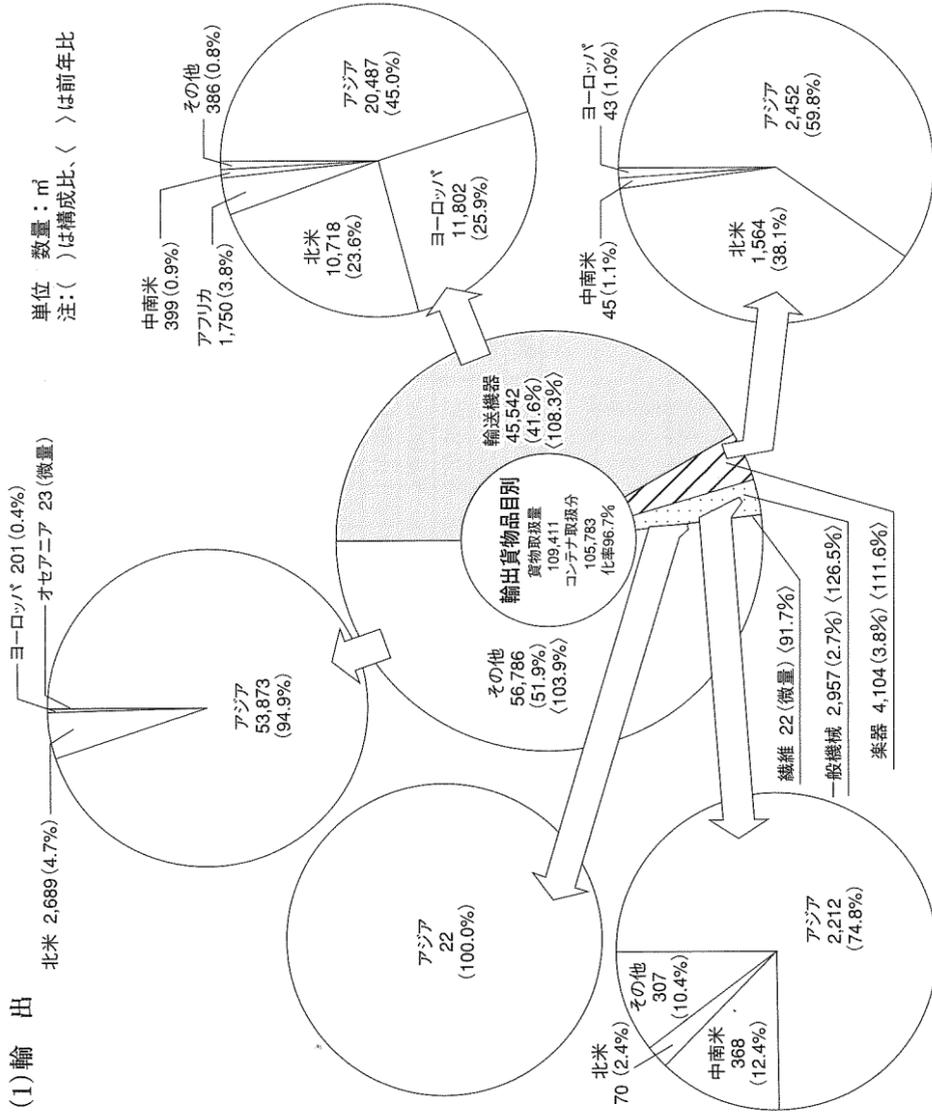
単位(数)
コンテナ個数: 20フィート換算

品目	令和元年						合計		コンテナ	
	9月	10月	11月	12月	数量(m)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(m)	化率%
輸送機器	174	125	156	125	1,654	8.4%	115.4%	66	1,654	100.0%
乗器	367	154	156	212	3,118	15.9%	123.6%	123	3,114	99.9%
一般機械	170	201	183	168	1,804	9.2%	145.8%	106	1,804	100.0%
繊維	0	0	0	0	0	—	—	0	0	—
その他	1,390	1,611	1,389	1,120	13,065	66.5%	90.9%	450	13,065	100.0%
計	2,101	2,091	1,884	1,625	19,641	100.0%	100.4%	745	19,637	99.98%
前年比%	105.4%	90.5%	101.5%	115.2%	100.4%	—	—	97.6%	100.4%	—
個数(TEU)	78	71	68	63	745	—	—	—	—	—
数量(m)	2,101	2,091	1,884	1,625	19,637	—	—	—	—	—
化率%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.98%	—	—	—	—	—

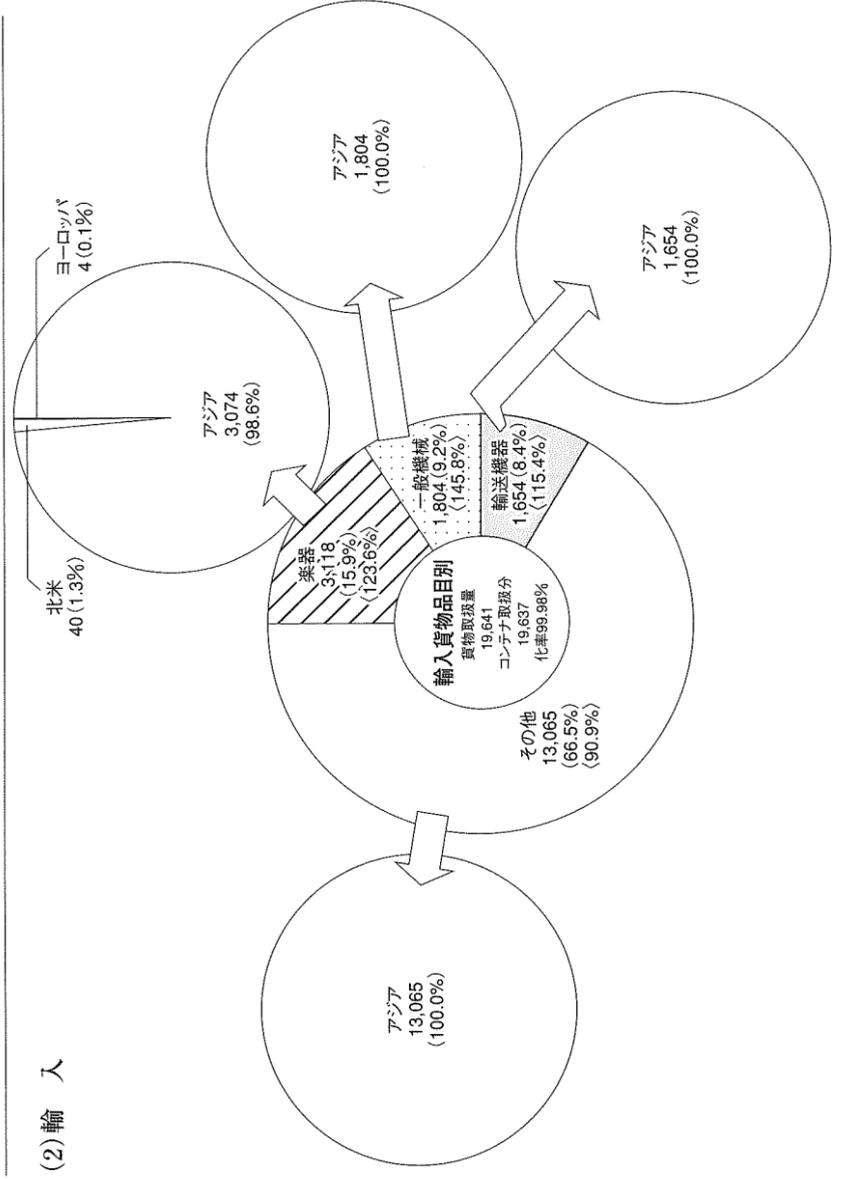
4-3 品目別割合

(1) 輸出

単位 数量：m
注：()は構成比、< >は前年比



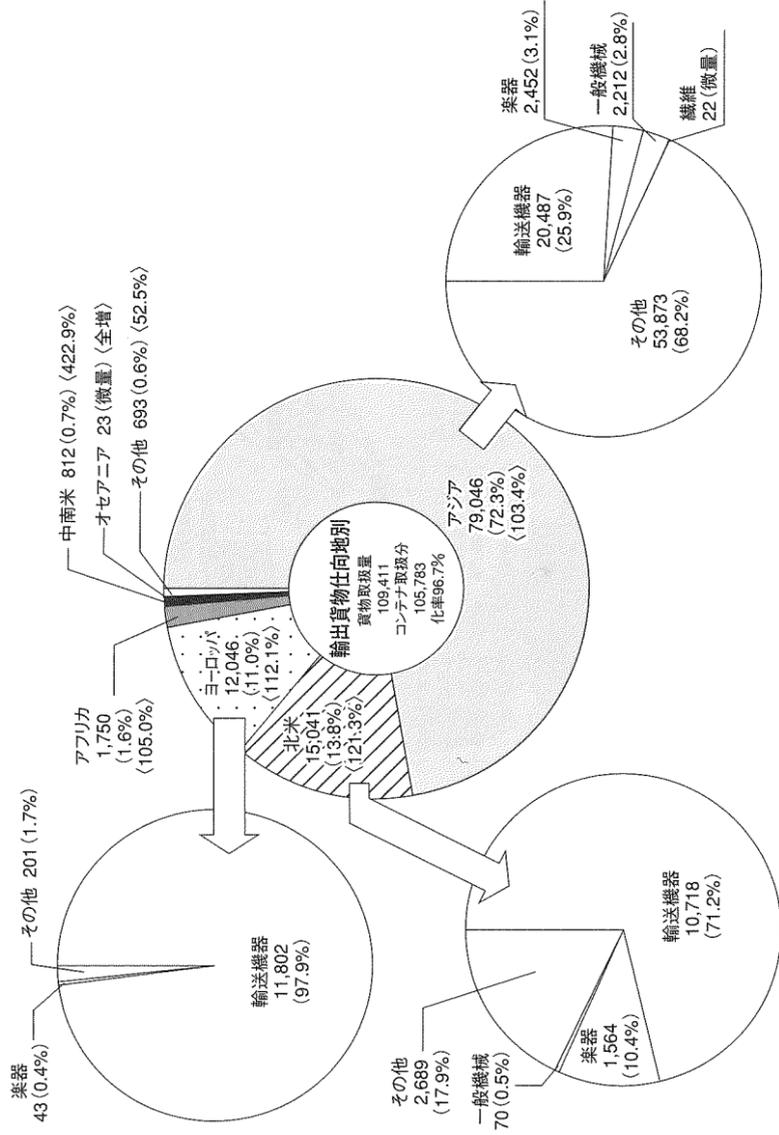
(2) 輸入



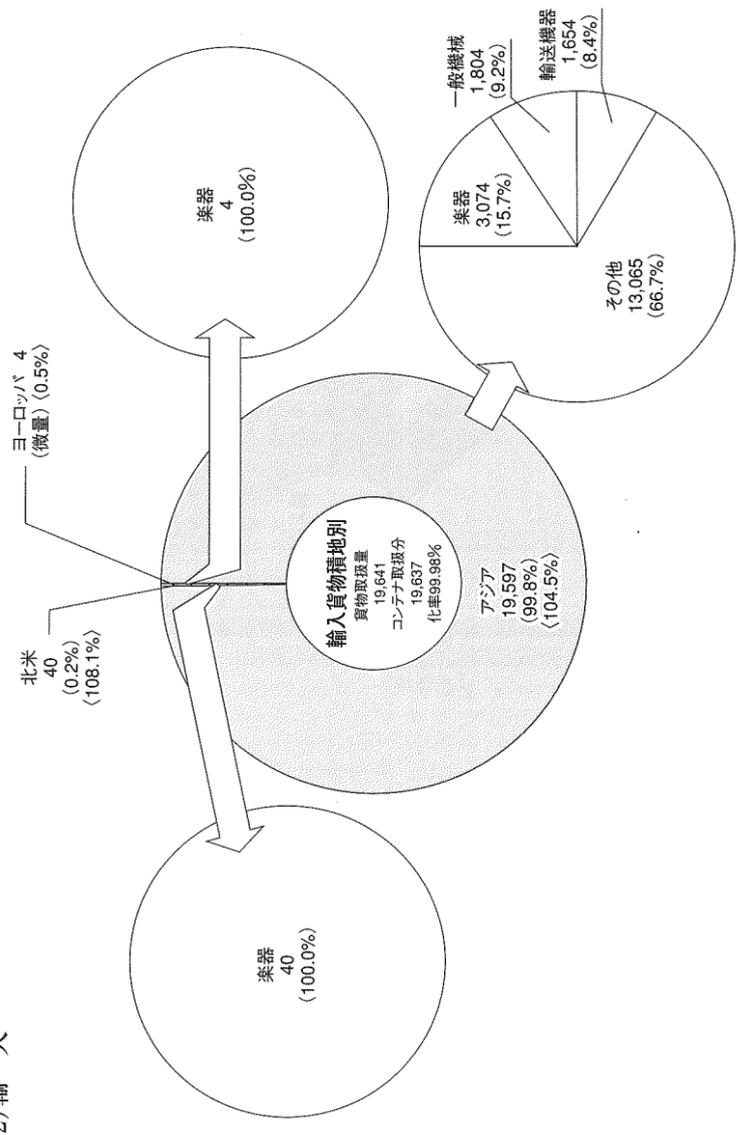
4-4 仕向地別・積地別割合

(1) 輸出

単位 数量：m
注：()は構成比、< >は前年比



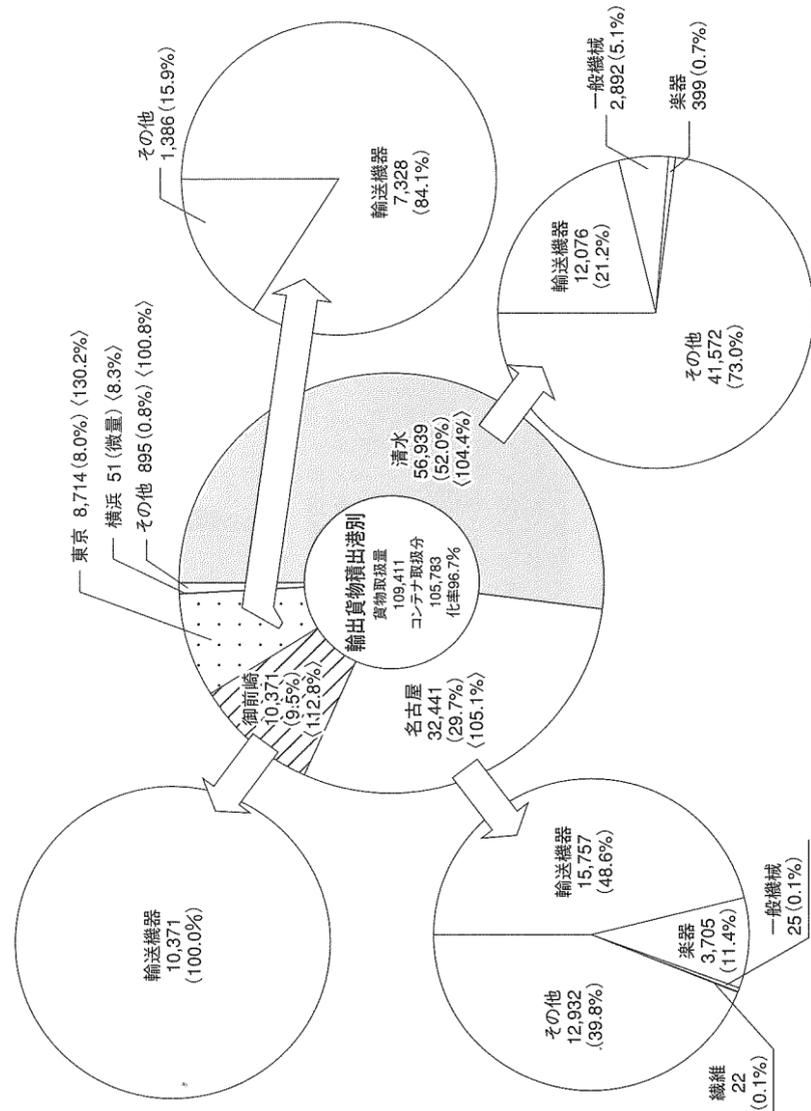
(2) 輸入



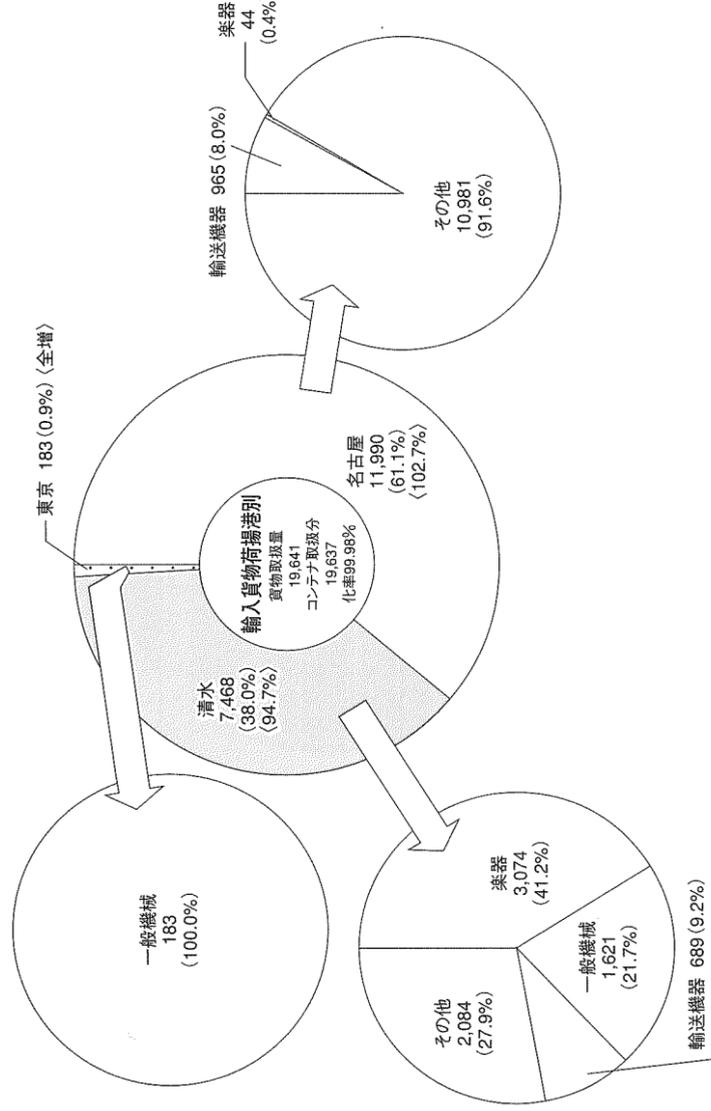
4-5 港別(積・揚)割合

(1) 輸出

単位 数量：m
注：()は構成比、< >は前年比

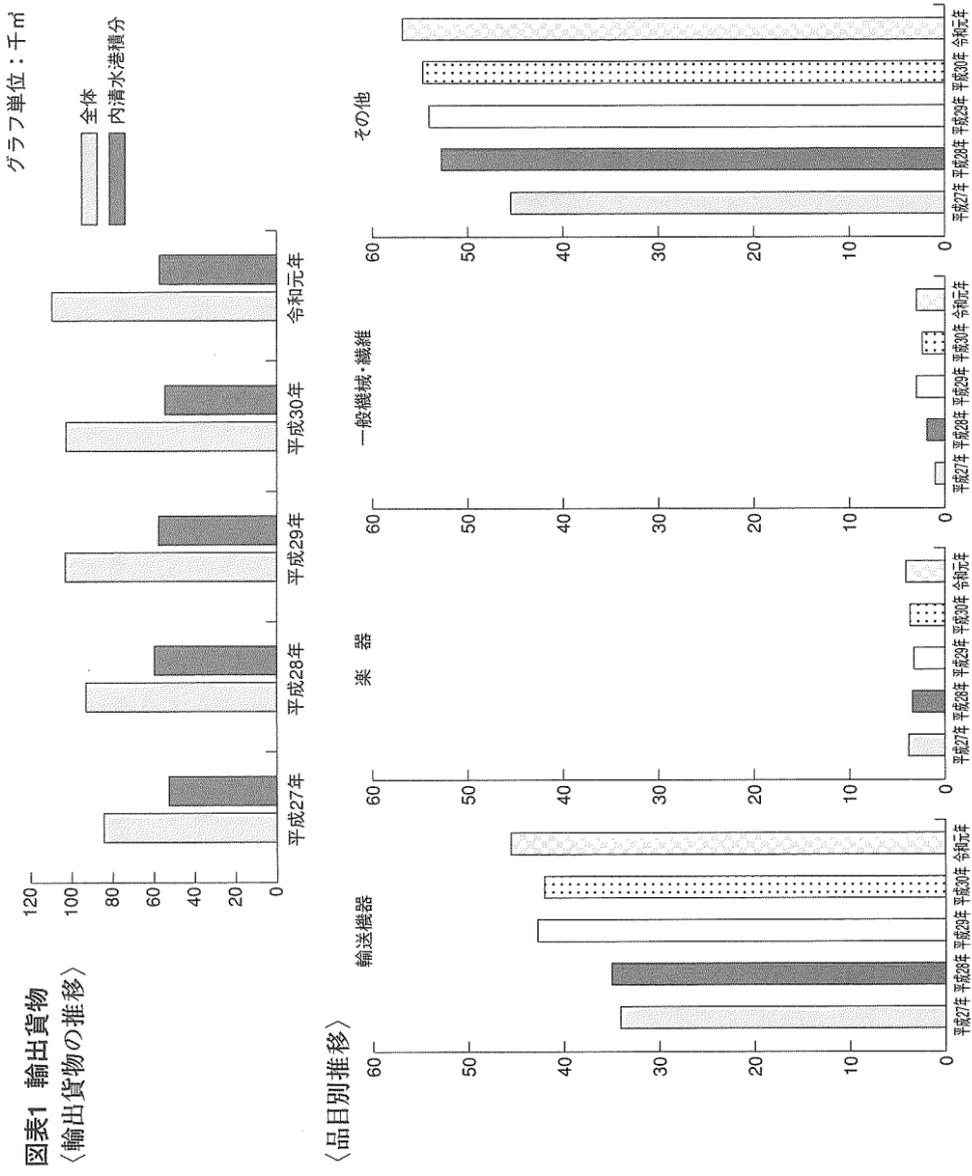


(2) 輸入

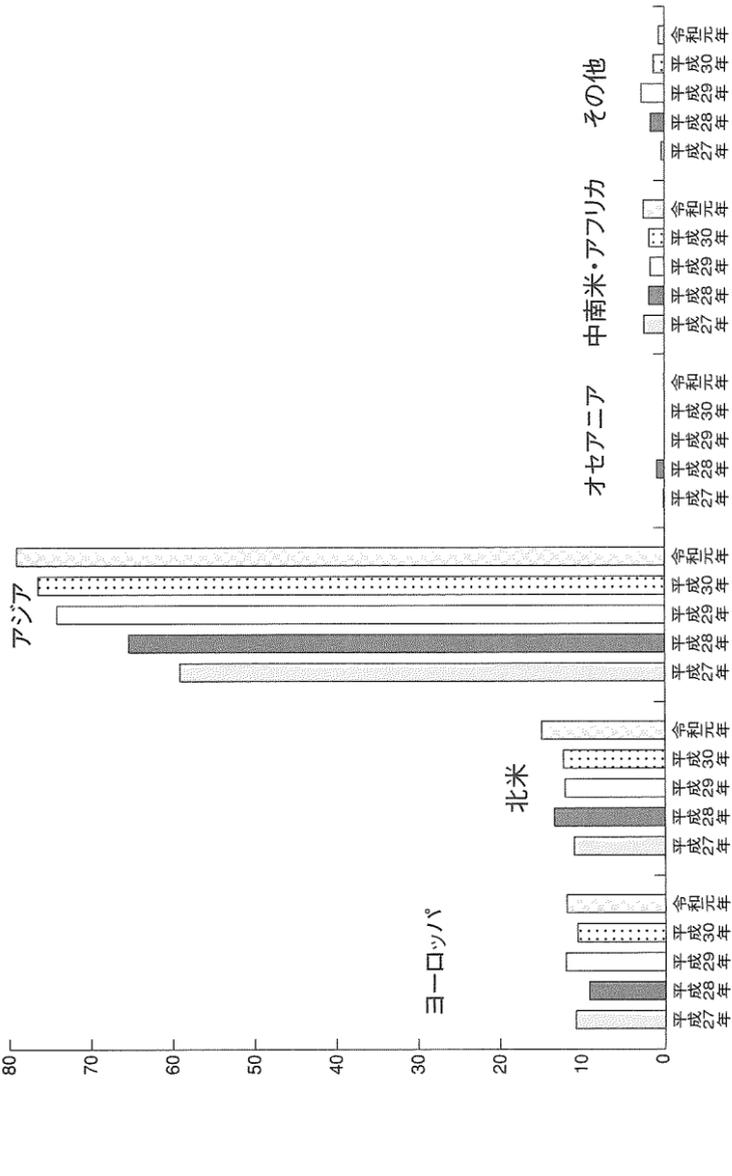


(5) 5年間(平成27年~令和元年)の年次別貨物取扱推移

図表1 輸出貨物
<輸出貨物の推移>



<仕向地別推移>

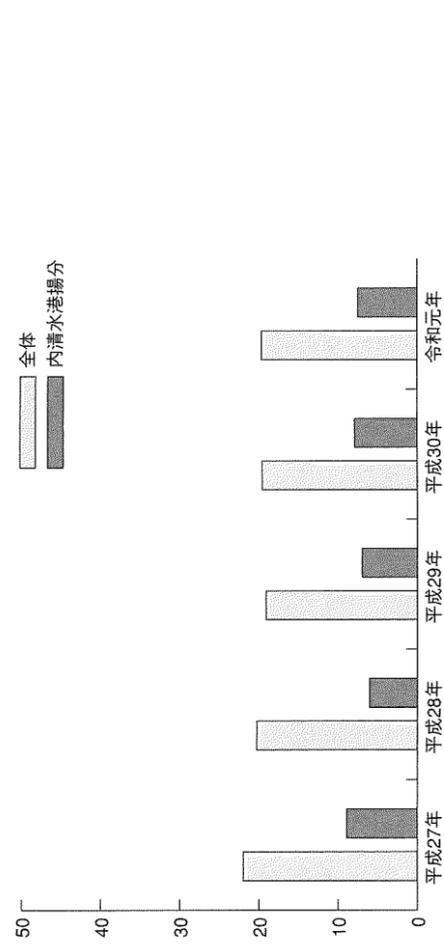


図表2 輸入貨物

〈輸入貨物の推移〉

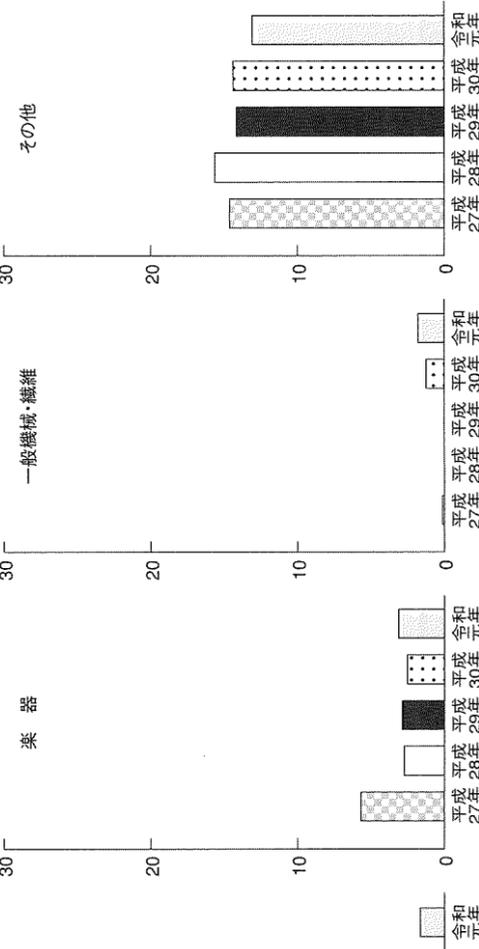
グラフ単位:千㎡

全体
内清水港揚分



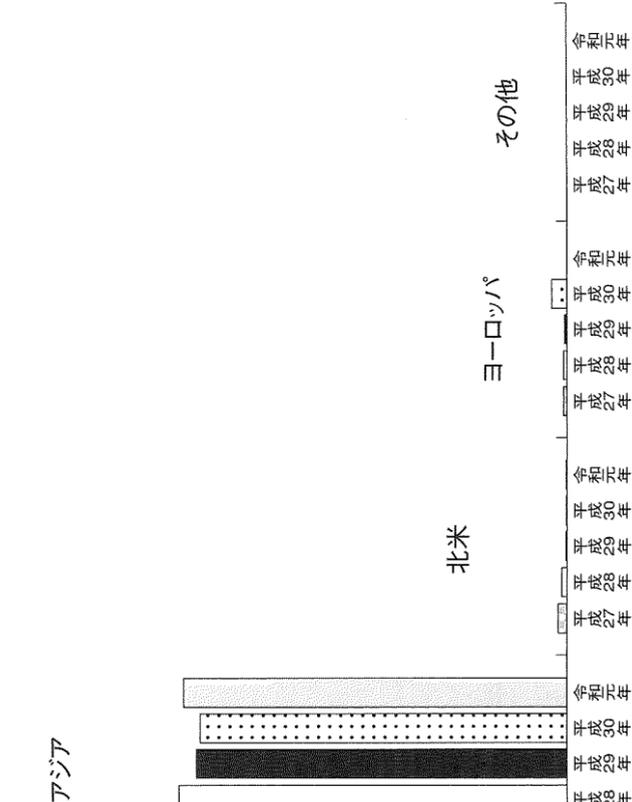
〈品目別推移〉

輸送機器



〈積地別推移〉

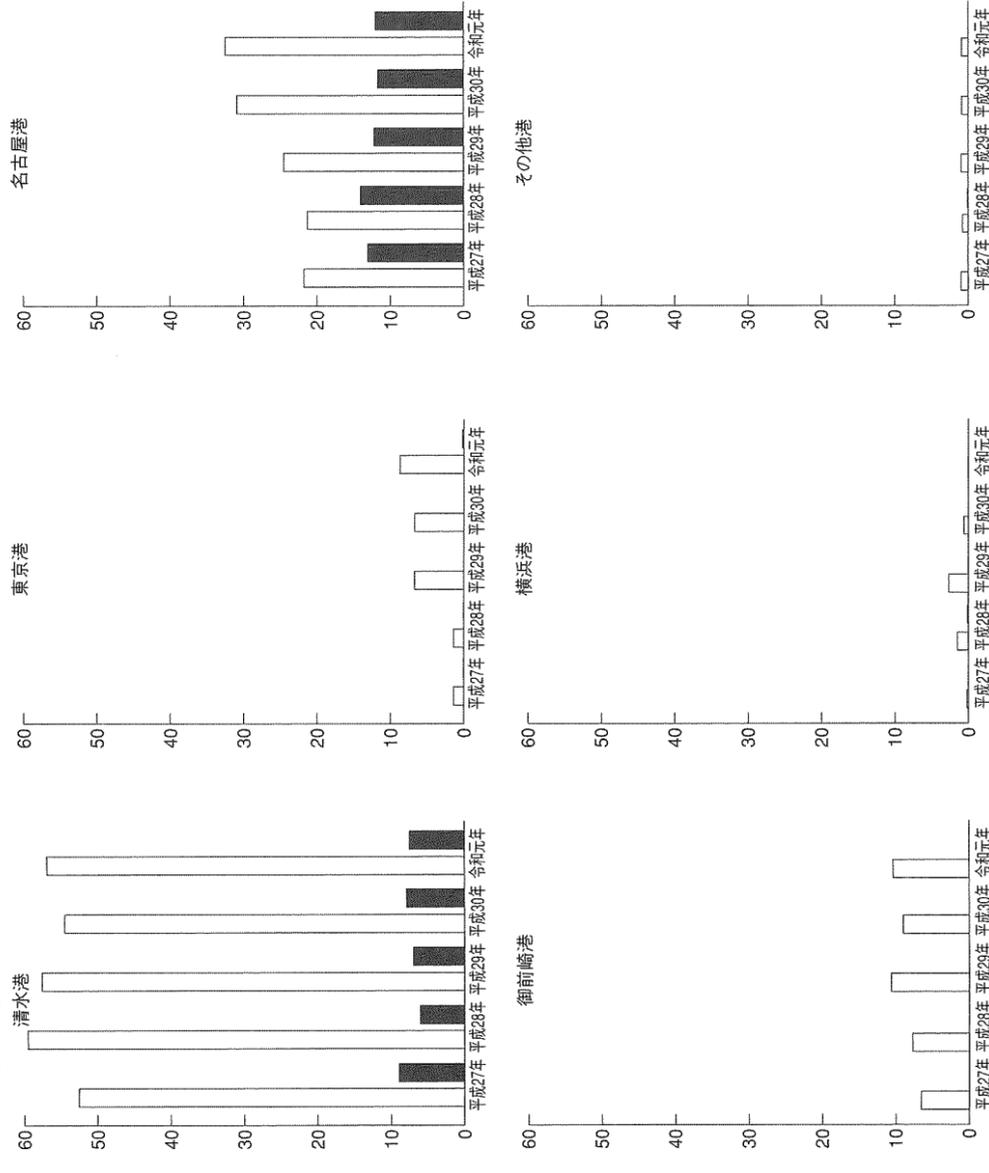
アジア



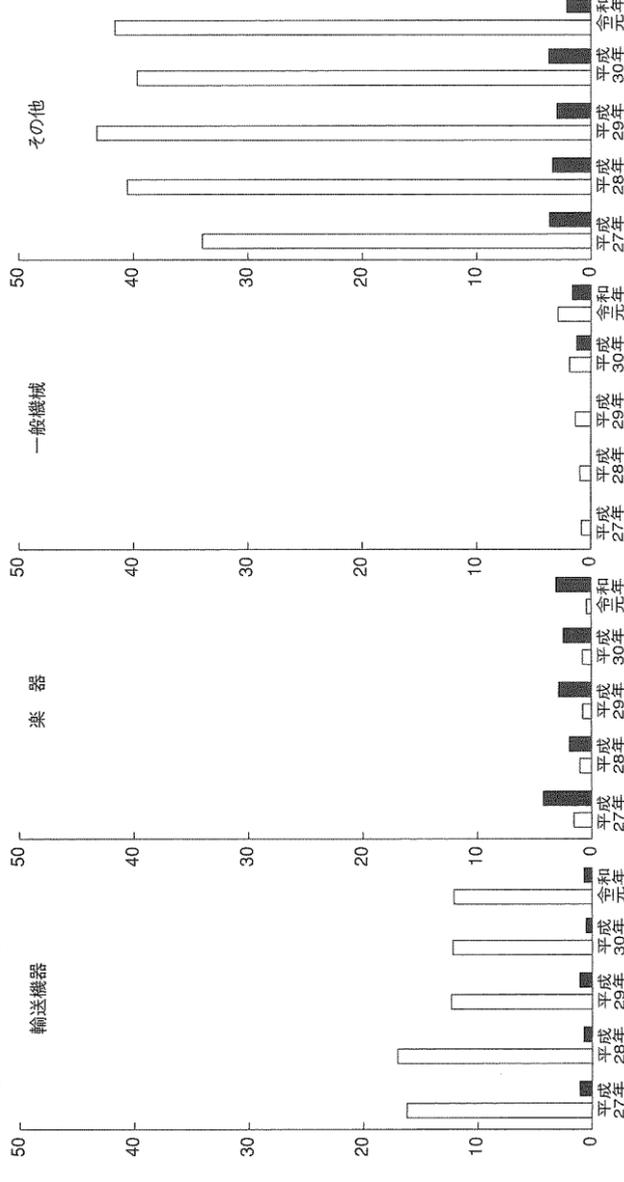
図表3 輸出入貨物港別(積・揚)

〈輸出入貨物港別取扱推移〉

グラフ単位:千㎡
輸出
輸入
名古屋港



〈清水港取扱輸出入貨物品目別推移〉



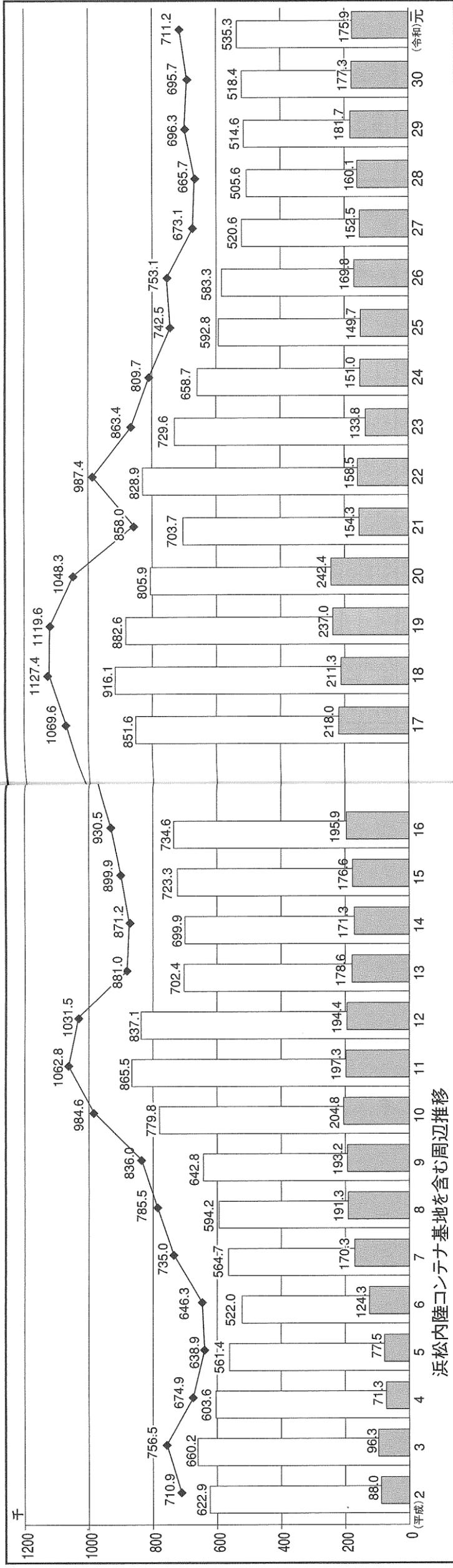
資料1

浜松内陸コンテナ基地を含む周辺及び浜松内陸コンテナ基地での

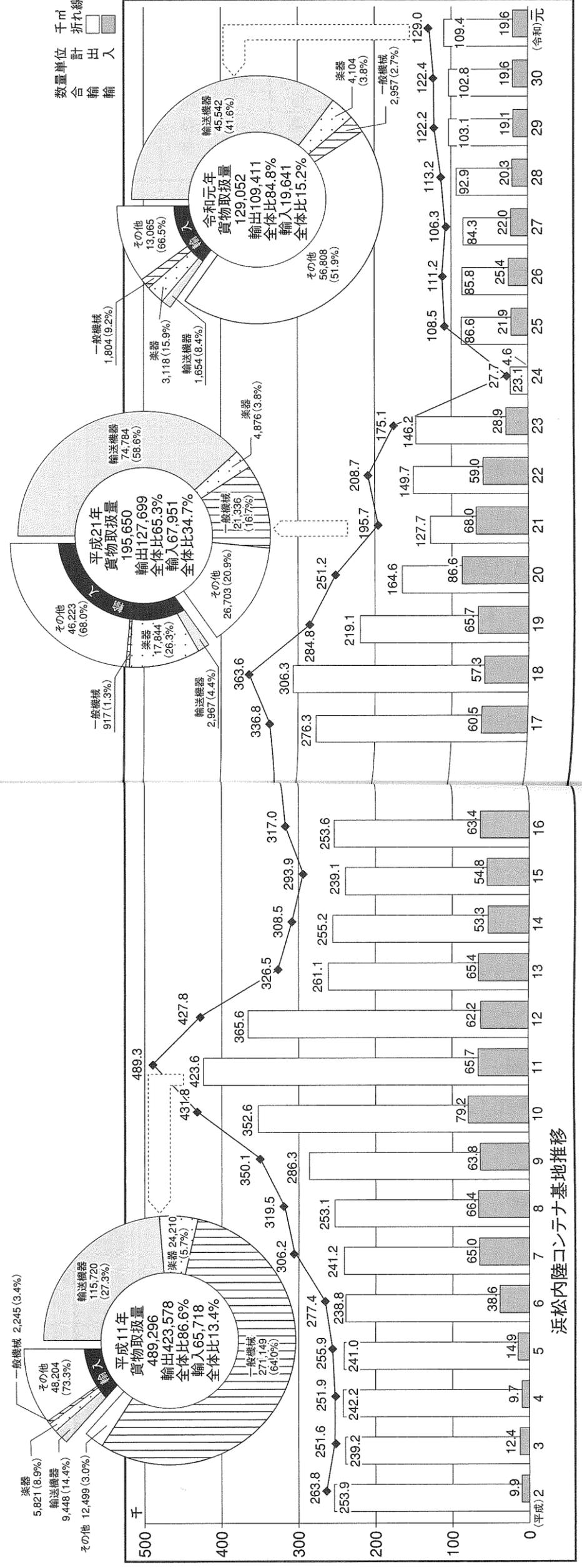
輸出入貨物取扱量年次別推移 (平成2年～令和元年)

*上グラフ(浜松内陸コンテナ基地を含む周辺推移)

*下グラフ(浜松内陸コンテナ基地推移)



浜松内陸コンテナ基地を含む周辺推移



資料2 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物品目別5年間の推移
(1) 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物品目別の推移

区分	年		平成27年		平成28年	
	数量	割合%	数量	割合%	数量	割合%
合計	輸出	84,367	100.0	92,919	100.0	110.1
	輸入	21,981	100.0	20,278	100.0	92.3
	計	106,348	100.0	113,197	100.0	106.4
輸送機器	輸出	34,105	40.4	35,003	37.7	102.6
	輸入	1,531	7.0	1,910	9.4	124.8
	計	35,636	33.5	36,913	32.6	103.6
楽器	輸出	3,822	4.5	3,392	3.7	88.8
	輸入	5,688	25.9	2,736	13.5	48.1
	計	9,510	8.9	6,128	5.4	64.4
一般機械	輸出	966	1.2	1,797	1.9	186.0
	輸入	131	0.6	0	—	全減
	計	1,097	1.0	1,797	1.6	163.8
繊維	輸出	58	0.1	79	微増	136.2
	輸入	0	—	0	—	—
	計	58	0.1	79	0.1	136.2
その他	輸出	45,416	53.8	52,648	56.7	115.9
	輸入	14,631	66.5	15,632	77.1	106.8
	計	60,047	56.5	68,280	60.3	113.7
コンテナ個数 (TEU)	輸出	4,619	—	5,003	—	108.3
	輸入	913	—	744	—	81.5
	計	5,532	—	5,747	—	103.9
コンテナ数量	輸出	80,751	95.7	89,135	95.9	110.4
	輸入	21,930	99.8	20,196	99.6	92.1
	計	102,681	96.6	109,331	96.6	106.5

(注) 1. 「コンテナ個数」は、20F換算による個数 2. 「コンテナ数量」の割合は、各年のコンテナ比率

(2) 基地含む周辺での輸出入貨物品目別の推移

区分	年		平成27年		平成28年	
	数量	割合%	数量	割合%	数量	割合%
合計	輸出	520,656	100.0	505,585	100.0	97.1
	輸入	152,461	100.0	160,115	100.0	105.0
	計	673,117	100.0	665,700	100.0	98.9
輸送機器	輸出	316,374	60.8	307,386	60.8	97.2
	輸入	43,913	28.8	51,315	32.0	116.9
	計	360,287	53.5	358,701	53.9	99.6
楽器	輸出	98,368	18.9	86,423	17.1	87.9
	輸入	32,655	21.4	34,856	21.8	106.7
	計	131,023	19.5	121,279	18.2	92.6
一般機械	輸出	4,102	0.8	4,376	0.9	106.7
	輸入	10,731	7.1	9,942	6.2	92.7
	計	14,833	2.2	14,318	2.2	96.5
繊維	輸出	84	微増	93	微増	110.7
	輸入	1,855	1.2	2,997	1.9	161.6
	計	1,939	0.3	3,090	0.5	159.4
その他	輸出	101,728	19.5	107,307	21.2	105.5
	輸入	63,307	41.5	61,005	38.1	96.4
	計	165,035	24.5	168,312	25.3	102.0
コンテナ個数 (TEU)	輸出	24,486	—	23,634	—	96.5
	輸入	6,841	—	7,028	—	102.7
	計	31,327	—	30,662	—	97.9
コンテナ数量	輸出	511,727	98.3	496,277	98.2	97.0
	輸入	146,532	96.1	155,393	97.1	106.1
	計	658,259	97.8	651,670	97.9	99.0

数量:m

区分	平成29年		平成30年		令和元年	
	数量	割合%	数量	割合%	数量	割合%
合計	輸出	103,055	100.0	102,765	100.0	99.7
	輸入	19,115	100.0	19,562	100.0	102.3
	計	122,170	100.0	122,327	100.0	100.1
輸送機器	輸出	42,766	41.5	42,056	40.9	98.3
	輸入	2,082	10.9	1,433	7.3	68.8
	計	44,848	36.7	43,489	35.6	97.0
楽器	輸出	3,264	3.2	3,677	3.6	112.7
	輸入	2,884	15.1	2,522	12.9	87.4
	計	6,148	5.0	6,199	5.1	100.8
一般機械	輸出	2,975	2.9	2,338	2.3	78.6
	輸入	0	—	1,237	6.3	全増
	計	2,975	2.5	3,575	2.9	120.2
繊維	輸出	32	微増	24	微増	75.0
	輸入	0	—	0	—	—
	計	32	微増	24	微増	75.0
その他	輸出	54,018	52.4	54,670	53.2	101.2
	輸入	14,149	74.0	14,370	73.5	101.6
	計	68,167	55.8	69,040	56.4	101.3
コンテナ個数 (TEU)	輸出	5,840	—	5,956	—	102.0
	輸入	702	—	763	—	108.7
	計	6,542	—	6,719	—	102.7
コンテナ数量	輸出	98,876	95.9	98,692	96.0	99.8
	輸入	19,104	99.9	19,554	99.96	102.4
	計	117,980	96.6	118,246	96.7	100.2

数量:m

区分	平成29年		平成30年		令和元年	
	数量	割合%	数量	割合%	数量	割合%
合計	輸出	514,609	100.0	518,383	100.0	100.7
	輸入	181,700	100.0	177,258	100.0	97.6
	計	696,309	100.0	695,641	100.0	99.9
輸送機器	輸出	320,703	62.3	320,327	61.8	99.9
	輸入	75,470	41.5	62,940	35.5	83.4
	計	396,173	56.9	383,267	55.1	96.7
楽器	輸出	81,921	15.9	81,484	15.7	99.5
	輸入	31,530	17.4	28,943	16.3	91.8
	計	113,451	16.3	110,427	15.9	97.3
一般機械	輸出	6,051	1.2	6,933	1.3	114.6
	輸入	12,193	6.7	18,667	10.5	153.1
	計	18,244	2.6	25,600	3.7	140.3
繊維	輸出	51	微増	56	微増	109.8
	輸入	3,171	1.7	3,392	1.9	107.0
	計	3,222	0.5	3,448	0.5	107.0
その他	輸出	105,883	20.6	109,583	21.2	103.5
	輸入	59,336	32.7	63,316	35.7	106.7
	計	165,219	23.7	172,899	24.8	104.7
コンテナ個数 (TEU)	輸出	24,558	—	24,807	—	101.0
	輸入	7,798	—	7,736	—	99.2
	計	32,356	—	32,543	—	100.6
コンテナ数量	輸出	505,286	98.2	508,664	98.1	100.7
	輸入	175,829	96.8	173,573	97.9	98.7
	計	681,115	97.8	682,237	98.1	100.2

資料3 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物仕向地別・積地別5年間の推移
 (1) 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物仕向地別・積地別の推移

区分	年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		数量	割合%								
合計	輸出	84,367	100.0	92,919	98.3	103,055	100.0	102,765	100.0	109,411	100.0
	輸入	21,981	100.0	20,278	86.6	19,115	100.0	19,562	100.0	19,641	100.0
北	輸出	106,348	100.0	113,197	95.6	122,170	100.0	122,327	100.0	129,052	100.0
	輸入	11,172	13.3	13,547	100.9	12,215	11.9	12,399	12.0	15,041	13.8
ヨーロッパ	輸出	450	2.0	265	42.0	52	0.3	37	0.2	40	0.2
	輸入	11,622	10.9	13,812	95.7	12,267	10.0	12,436	10.1	15,081	11.7
オセアニア	輸出	10,973	13.0	9,329	101.0	12,179	11.8	10,743	10.5	12,046	11.0
	輸入	165	0.8	170	157.1	125	0.7	779	4.0	4	微量
アジア	輸出	11,138	10.5	9,499	81.5	12,304	10.1	11,522	9.4	12,050	9.4
	輸入	96	0.1	912	91.4	0	—	0	—	23	微量
中南米	輸出	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	輸入	96	0.1	912	91.4	0	—	0	—	23	微量
アフリカ	輸出	59,306	70.3	65,577	94.6	74,143	71.9	76,445	74.4	79,046	72.3
	輸入	21,366	97.2	19,843	88.3	18,938	99.0	18,746	95.8	19,597	99.8
その他	輸出	80,672	75.9	85,420	92.8	93,081	76.2	95,191	77.8	98,643	76.4
	輸入	0	—	0	—	113	0.1	192	0.2	812	0.7
合計	輸出	0	—	0	—	113	0.1	192	0.2	812	0.6
	輸入	0	—	0	—	1,597	1.6	1,666	1.6	1,750	1.6
合計	輸出	2,464	2.9	1,867	243.2	0	—	0	—	0	—
	輸入	2,464	2.3	1,867	243.2	1,597	1.6	1,666	1.6	1,750	1.6
合計	輸出	356	0.4	1,687	494.4	2,808	2.7	1,320	1.3	693	0.6
	輸入	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
合計	輸出	356	0.3	1,687	494.4	2,808	2.3	1,320	1.1	693	0.5
	輸入	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

区分	年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		数量	割合%								
合計	輸出	520,656	100.0	505,585	89.2	514,609	100.0	518,383	100.0	535,264	100.0
	輸入	152,461	100.0	160,115	89.8	181,700	100.0	177,258	100.0	175,902	99.2
北	輸出	673,117	100.0	665,700	99.4	696,309	100.0	695,641	100.0	711,166	100.0
	輸入	99,943	19.2	100,980	88.2	100,243	19.5	103,340	20.0	103,718	19.4
ヨーロッパ	輸出	10,607	7.0	10,811	70.1	10,605	5.8	9,151	5.2	10,498	6.0
	輸入	110,550	16.4	111,791	86.1	110,848	15.9	112,491	16.1	114,216	16.0
オセアニア	輸出	115,562	22.2	99,306	100.3	99,164	19.3	80,853	15.6	98,173	18.3
	輸入	3,408	2.2	4,097	118.0	12,142	6.7	7,337	4.1	6,455	3.7
アジア	輸出	118,970	17.7	103,403	100.8	111,306	16.0	88,190	12.7	104,628	14.7
	輸入	19,950	3.8	19,074	75.4	19,338	3.8	20,199	3.9	20,995	3.9
中南米	輸出	0	—	6	微量	30	微量	86	微量	30	微量
	輸入	19,950	3.0	19,080	75.4	19,368	2.8	20,285	2.9	21,025	3.0
アフリカ	輸出	239,571	46.0	245,298	87.7	244,576	47.5	263,700	50.9	261,502	48.9
	輸入	138,341	90.7	145,154	91.5	158,719	87.4	160,247	90.4	158,686	90.2
その他	輸出	377,912	56.1	390,452	89.1	403,295	57.9	423,947	60.9	420,188	59.1
	輸入	36,964	7.1	35,124	77.9	43,995	8.5	44,209	8.5	45,606	8.5
合計	輸出	93	0.1	20	微量	204	0.1	89	0.1	63	微量
	輸入	37,057	5.5	35,144	77.3	44,199	6.4	44,298	6.4	45,669	6.4
合計	輸出	7,146	1.4	4,042	94.5	3,688	0.7	3,235	0.6	3,439	0.7
	輸入	12	微量	7	微量	0	—	4	微量	0	—
合計	輸出	7,158	1.1	4,049	94.3	3,688	0.5	3,239	0.5	3,439	0.5
	輸入	1,520	0.3	1,761	873.6	3,605	0.7	2,847	0.5	1,831	0.3
合計	輸出	0	—	20	—	0	—	344	0.2	170	0.1
	輸入	1,520	0.2	1,781	88.5	3,605	0.5	3,191	0.5	2,001	0.3
合計	輸出	1,520	0.2	1,781	88.5	3,605	0.5	3,191	0.5	2,001	0.3
	輸入	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

区分	年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		数量	割合%								
合計	輸出	520,656	100.0	505,585	89.2	514,609	100.0	518,383	100.0	535,264	100.0
	輸入	152,461	100.0	160,115	89.8	181,700	100.0	177,258	100.0	175,902	99.2
北	輸出	673,117	100.0	665,700	99.4	696,309	100.0	695,641	100.0	711,166	100.0
	輸入	99,943	19.2	100,980	88.2	100,243	19.5	103,340	20.0	103,718	19.4
ヨーロッパ	輸出	10,607	7.0	10,811	70.1	10,605	5.8	9,151	5.2	10,498	6.0
	輸入	110,550	16.4	111,791	86.1	110,848	15.9	112,491	16.1	114,216	16.0
オセアニア	輸出	115,562	22.2	99,306	100.3	99,164	19.3	80,853	15.6	98,173	18.3
	輸入	3,408	2.2	4,097	118.0	12,142	6.7	7,337	4.1	6,455	3.7
アジア	輸出	118,970	17.7	103,403	100.8	111,306	16.0	88,190	12.7	104,628	14.7
	輸入	19,950	3.8	19,074	75.4	19,338	3.8	20,199	3.9	20,995	3.9
中南米	輸出	0	—	6	微量	30	微量	86	微量	30	微量
	輸入	19,950	3.0	19,080	75.4	19,368	2.8	20,285	2.9	21,025	3.0
アフリカ	輸出	239,571	46.0	245,298	87.7	244,576	47.5	263,700	50.9	261,502	48.9
	輸入	138,341	90.7	145,154	91.5	158,719	87.4	160,247	90.4	158,686	90.2
その他	輸出	377,912	56.1	390,452	89.1	403,295	57.9	423,947	60.9	420,188	59.1
	輸入	36,964	7.1	35,124	77.9	43,995	8.5	44,209	8.5	45,606	8.5
合計	輸出	93	0.1	20	微量	204	0.1	89	0.1	63	微量
	輸入	37,057	5.5	35,144	77.3	44,199	6.4	44,298	6.4	45,669	6.4
合計	輸出	7,146	1.4	4,042	94.5	3,688	0.7	3,235	0.6	3,439	0.7
	輸入	12	微量	7	微量	0	—	4	微量	0	—
合計	輸出	7,158	1.1	4,049	94.3	3,688	0.5	3,239	0.5	3,439	0.5
	輸入	1,520	0.3	1,761	873.6	3,605	0.7	2,847	0.5	1,831	0.3
合計	輸出	0	—	20	—	0	—	344	0.2	170	0.1
	輸入	1,520	0.2	1,781	88.5	3,605	0.5	3,191	0.5	2,001	0.3
合計	輸出	1,520	0.2	1,781	88.5	3,605	0.5	3,191	0.5	2,001	0.3
	輸入	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

資料4 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物積出港別・荷揚港別5年間の推移
 (1) 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物積出港別・荷揚港別の推移

数量:m

区分	年	平成27年			平成28年		
		数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%
合計	輸出	84,367	100.0	98.3	92,919	100.0	110.1
	輸入	21,981	100.0	86.6	20,278	100.0	92.3
	計	106,348	100.0	95.6	113,197	100.0	106.4
清水港	輸出	52,557	62.3	104.1	59,520	64.1	113.3
	輸入	8,908	40.5	67.4	6,016	29.7	67.5
	計	61,465	57.8	96.5	65,536	57.9	106.6
御前崎港	輸出	6,553	7.8	109.1	7,716	8.3	117.8
	輸入	0	—	—	0	—	—
	計	6,553	6.2	109.1	7,716	6.8	117.8
東京港	輸出	2,342	2.8	40.2	2,138	2.3	91.3
	輸入	0	—	—	0	—	—
	計	2,342	2.2	40.2	2,138	1.9	91.3
横浜港	輸出	185	0.2	58.0	1,490	1.6	805.4
	輸入	0	—	—	118	0.6	全増
	計	185	0.2	58.0	1,608	1.4	869.2
名古屋港	輸出	21,764	25.8	97.2	21,288	22.9	97.8
	輸入	13,038	59.3	107.1	14,042	69.2	107.7
	計	34,802	32.7	100.7	35,330	31.2	101.5
その他港	輸出	966	1.1	117.1	767	0.8	79.4
	輸入	35	0.2	全増	102	0.5	291.4
	計	1,001	0.9	121.3	869	0.8	86.8
清水港外国貿易貨物量	輸出	3,859,276	—	100.9	3,868,958	—	100.3
	輸入	6,058,132	—	98.0	6,223,426	—	102.7
	計	9,917,408	—	99.1	10,092,384	—	101.8
内コンテナ貨物量	輸出	3,745,520	97.1	101.3	3,722,840	96.2	99.4
	輸入	1,562,723	25.8	97.6	1,660,757	26.7	106.3
	計	5,308,243	53.5	100.2	5,383,597	53.3	101.4

(注) 清水港外国貿易貨物量5年間の推移 資料:清水港管理局 数量単位:F/T(トン) ※令和元年は速報値
 「内コンテナ貨物量」の割合項目は「清水港外国貿易貨物量」に対する割合

(2) 基地含む周辺での輸出入貨物積出港別・荷揚港別の推移

数量:m

区分	年	平成27年			平成28年		
		数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%
合計	輸出	520,656	100.0	89.2	505,585	100.0	97.1
	輸入	152,461	100.0	89.8	160,115	100.0	105.0
	計	673,117	100.0	89.4	665,700	100.0	98.9
清水港	輸出	391,147	75.1	90.6	359,874	71.2	92.0
	輸入	109,434	71.8	89.1	116,115	72.4	106.1
	計	500,581	74.4	90.3	475,989	71.5	95.1
御前崎港	輸出	41,955	8.1	77.2	37,583	7.4	89.6
	輸入	930	0.6	70.6	1,900	1.2	204.3
	計	42,885	6.4	77.0	39,483	5.9	92.1
東京港	輸出	11,191	2.1	57.7	19,490	3.9	174.2
	輸入	569	0.4	194.9	413	0.3	72.6
	計	11,760	1.7	59.8	19,903	3.0	169.2
横浜港	輸出	5,034	1.0	99.3	6,817	1.4	135.4
	輸入	462	0.3	125.9	779	0.5	168.6
	計	5,496	0.8	101.1	7,596	1.1	138.2
名古屋港	輸出	64,744	12.4	97.6	67,967	13.4	105.0
	輸入	40,601	26.6	93.3	40,607	25.4	100.0
	計	105,345	15.7	95.9	108,574	16.3	103.1
その他港	輸出	6,585	1.3	101.0	13,854	2.7	210.4
	輸入	465	0.3	33.3	301	0.2	64.7
	計	7,050	1.0	89.1	14,155	2.2	200.8

区分	年	平成29年			平成30年			令和元年		
		数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%
合計	輸出	103,055	100.0	110.9	102,765	100.0	99.7	109,411	100.0	106.5
	輸入	19,115	100.0	94.3	19,562	100.0	102.3	19,641	100.0	100.4
	計	122,170	100.0	107.9	122,327	100.0	100.1	129,052	100.0	105.5
清水港	輸出	57,619	55.9	96.8	54,515	53.1	94.6	56,939	52.0	104.4
	輸入	6,945	36.3	115.4	7,888	40.3	113.6	7,468	38.0	94.7
	計	64,564	52.8	98.5	62,403	51.0	96.7	64,407	49.9	103.2
御前崎港	輸出	10,644	10.3	137.9	9,192	8.9	137.9	10,371	9.5	112.8
	輸入	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	計	10,644	8.7	137.9	9,192	7.5	137.9	10,371	8.0	137.9
東京港	輸出	6,703	6.5	313.5	6,695	6.5	99.9	8,714	8.0	130.2
	輸入	0	—	—	0	—	—	183	0.9	全増
	計	6,703	5.5	313.5	6,695	5.5	99.9	8,897	6.9	132.9
横浜港	輸出	2,671	2.6	179.3	612	0.6	22.9	51	微量	8.3
	輸入	0	—	全減	0	—	—	0	—	—
	計	2,671	2.2	166.1	612	0.5	22.9	51	微量	8.3
名古屋港	輸出	24,472	23.8	115.0	30,863	30.0	126.1	32,441	29.7	105.1
	輸入	12,170	63.7	86.7	11,674	59.7	95.9	11,990	61.1	102.7
	計	36,642	30.0	103.7	42,537	34.8	116.1	44,431	34.5	104.5
その他港	輸出	946	0.9	123.3	888	0.9	93.9	895	0.8	100.8
	輸入	0	—	全減	0	—	—	0	—	—
	計	946	0.8	108.9	888	0.7	93.9	895	0.7	100.8
清水港外国貿易貨物量	輸出	4,251,397	—	109.9	4,545,287	—	106.9	3,685,194	—	81.1
	輸入	6,488,769	—	104.3	8,238,269	—	127.0	6,286,375	—	76.3
	計	10,740,166	—	106.4	12,783,556	—	119.0	9,971,569	—	78.0
内コンテナ貨物量	輸出	3,817,320	89.8	102.5	4,094,140	90.1	107.3	3,559,180	96.6	86.9
	輸入	1,746,733	26.9	105.2	1,841,952	22.4	105.5	1,921,502	30.6	104.3
	計	5,564,053	51.8	103.4	5,936,092	46.4	106.7	5,480,682	55.0	92.3

区分	年	平成29年			平成30年			令和元年		
		数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%	数量	割合%	前年比%
合計	輸出	514,609	100.0	101.8	518,383	100.0	100.7	535,264	100.0	103.3
	輸入	181,700	100.0	113.5	177,258	100.0	97.6	175,902	100.0	99.2
	計	696,309	100.0	104.6	695,641	100.0	99.9	711,166	100.0	102.2
清水港	輸出	352,765	68.5	98.0	326,550	63.0	92.6	321,227	60.0	98.4
	輸入	129,230	71.1	111.3	116,059	65.4	89.8	117,439	66.8	101.2
	計	481,995	69.2	101.3	442,609	63.6	91.8	438,666	61.7	99.1
御前崎港	輸出	45,015	8.7	119.8	52,322	10.1	116.2	73,057	13.7	139.6
	輸入	1,172	0.7	61.7	497	0.3	42.4	0	—	全減
	計	46,187	6.6	117.0	52,819	7.6	114.4	73,057	10.3	138.3
東京港	輸出	21,904	4.3	112.4	40,305	7.7	184.0	56,126	10.5	139.3
	輸入	769	0.4	186.2	502	0.3	65.3	3,408	1.9	678.9
	計	22,673	3.3	113.9	40,807	5.9	180.0	59,534	8.4	145.9
横浜港	輸出	5,662	1.1	83.1	4,948	1.0	87.4	3,968	0.7	80.2
	輸入	414	0.2	53.2	113	0.1	27.3	10	微量	8.8
	計	6,076	0.9	80.0	5,061	0.7	83.3	3,978	0.5	78.6
名古屋港	輸出	67,740	13.2	99.7	74,043	14.3	109.3	68,037	12.7	91.9
	輸入	50,052	27.5	123.3	59,812	33.7	119.5	55,045	31.3	92.0
	計	117,792	16.9	108.5	133,855	19.2	113.6	123,082	17.3	92.0
その他港	輸出	21,523	4.2	155.4	20,215	3.9	93.9	12,849	2.4	63.6
	輸入	63	0.1	20.9	275	0.2	436.5	0	—	全減
	計	21,586	3.1	152.5	20,490	3.0	94.9	12,849	1.8	62.7

資料5 静岡県内港別貿易額及び全国貿易額(通関統計)5年間の推移

区分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年								
	数量	割合% 前年比%	数量	割合% 前年比%	数量	割合% 前年比%	数量	割合% 前年比%	数量	割合% 前年比%							
清水港	輸 入	958,575	94.6	100.3	861,232	94.9	89.8	947,839	95.4	110.1	1,055,045	95.3	111.3	1,022,069	95.1	96.9	
	輸 出	1,810,183	89.8	101.6	1,747,586	90.3	96.5	1,852,953	86.5	106.0	1,882,852	86.1	101.6	1,823,623	86.1	96.9	
御前崎港	輸 入	194,422	9.6	84.4	177,631	9.2	91.4	278,694	13.0	156.9	291,069	13.3	104.4	282,796	13.4	97.2	
	輸 出	19,920	2.0	86.3	18,292	2.0	91.8	18,102	1.8	99.0	18,682	1.7	103.2	24,817	2.3	132.8	
田子の浦港	輸 入	11,348	0.6	88.5	9,061	0.5	79.8	9,774	0.5	107.9	11,908	0.5	121.8	11,514	0.5	96.7	
	輸 出	27,419	3.0	79.5	27,143	2.7	99.0	30,222	2.7	111.3	24,703	2.3	81.7	24,703	2.3	81.7	
静岡空港	輸 入	210	微量	5.5	162	微量	77.2	107.3	2,826	0.3	16倍	2,858	0.3	101.1	2,858	0.3	101.1
	輸 出	2	微量	43.3	8	微量	489.3	109.6	8	微量	9	微量	107.4	12	微量	136.2	
静岡県	輸 入	1,013,198	1.3	99.7	907,105	1.4	89.5	993,258	1.3	109.5	1,106,776	1.3	111.4	1,074,446	1.4	97.1	
	輸 出	2,015,954	2.7	99.5	1,934,285	2.8	95.9	2,141,429	2.7	110.7	2,185,837	2.7	102.1	2,117,945	2.8	96.9	
静岡県	輸 入	1,002,756	—	99.3	1,027,180	—	102.4	1,148,171	—	111.8	1,079,061	—	94.0	1,043,499	—	96.7	
	輸 出	75,613,929	—	103.4	70,035,770	—	92.6	78,286,457	—	111.8	81,478,753	—	104.1	76,927,771	—	94.4	
全国	輸 入	78,405,536	—	91.3	66,041,974	—	84.2	75,379,231	—	114.1	82,703,304	—	109.7	78,571,612	—	95.0	
	輸 出	2,791,607	—	78.2	3,993,796	—	290.7	2,907,226	—	27.2	1,224,551	—	43.3	1,643,841	—	134.2	

(注) 1.各港の「輸 入」の割合は、「静岡県」に対する割合、静岡県の「輸 入」の割合は、「全国」に対する割合。
2.令和元年分は、速報値。

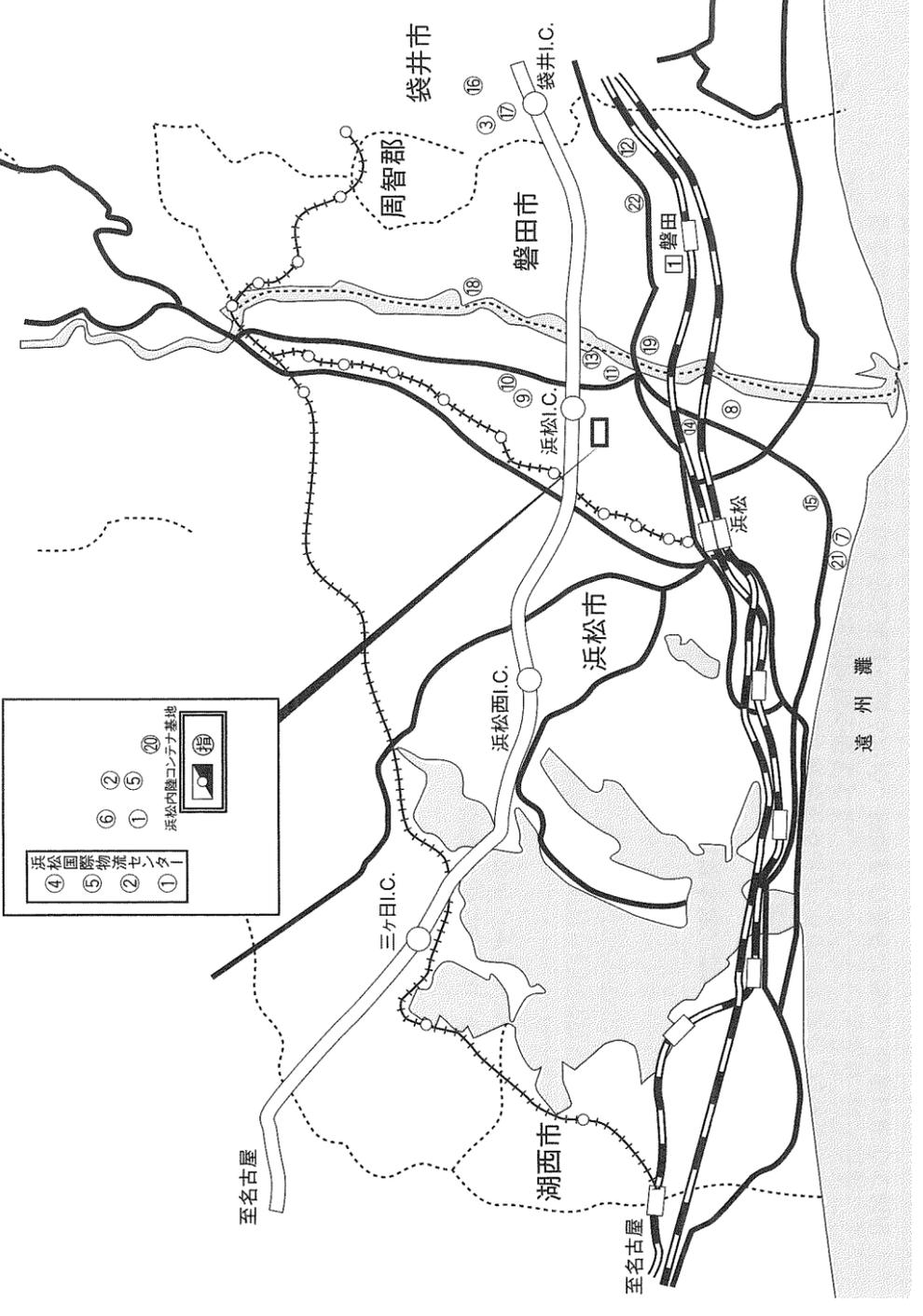
資料: 名古屋税関清水支署 濱松出張所

資料6

名古屋税関清水支署濱松出張所管内保税地域分布図

清水税関支署濱松出張所	
指定保税地域	1箇所
保税蔵置場	22箇所
保税工場	1箇所

- (令和2年2月末日現在)
資料: 清水税関支署濱松出張所
- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 指定保税地域(浜松内陸コンテナ基地) | アオキトランス(株)浜松 |
| ① | (株)天野回漕店 浜松 |
| ② | (株)天野回漕店 袋井物流センター |
| ③ | 鈴木(株) 浜松 |
| ④ | 清和海運(株) 浜松 |
| ⑤ | 鈴木(株) 浜松支店 流通元町センター |
| ⑥ | 清和海運(株) 米津物流センター |
| ⑦ | (株)ニチレイロジステイクス東海 浜松物流センター |
| ⑧ | 日本通運(株) 浜松航空 |
| ⑨ | (株)富士ロジテック浜松 浜松流通センター |
| ⑩ | ヤマトグローバルロジステイクスジャパン(株) 浜松 |
| ⑪ | 鈴木(株) 袋井 |
| ⑫ | (株)中央倉庫 名古屋支店 浜松営業所 |
| ⑬ | 山九(株) 浜松総合事務所 |
| ⑭ | ヤマトパッキングサービス(株)恩地 |
| ⑮ | (株)松井梱包 T L 1号館 |
| ⑯ | (株)天野回漕店 袋井ロジステイクスセンター |
| ⑰ | (株)新田梱包 警田工場 |
| ⑱ | (株)大村総業 警田工場 |
| ⑲ | (株)天野回漕店 流通元町1号倉庫 |
| ⑳ | 浜松委託運送(株)つみみ流通センター |
| ㉑ | 清水倉庫(株)警田支店 警田物流センター |
| ㉒ | 高砂香料工業(株)警田工場 |



静岡県浜松内陸コンテナ基地有料施設の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）第13条に規定する指定管理者（公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会（以下「協会」という。））が、静岡県浜松内陸コンテナ基地の有料施設の使用に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 コンテナ基地の施設を使用しようとする者(以下「使用申込者」という。)は、あらかじめコンテナ・フレート・ステーション使用申込書(様式第1号)、コンテナ・ヤード使用申込書(様式2号)又はくん蒸棟使用申込書(様式3号)を協会に提出するものとする。

- 前項の使用申込書は、使用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、急を要すると認められる場合は、この限りではない。

(使用の承認)

第3条 協会は、コンテナ基地の施設の使用を承認したときは、使用承認書(様式4号)を使用申込者に交付するものとする。

- 前項の承認には、コンテナ基地の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。
- コンテナ基地の施設の使用にあたっては、関税法、港灣法、消防法、電気事業法及び計量法その他の適用のある一切の法令の定めるところにより、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(使用の不承認)

第4条 協会は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するとき又は、同号の承認をしないことができる。

- コンテナ基地の管理上支障があると認めるとき。
- その他その使用が不適当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第6条 協会は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第4条各号のいずれかに該当することとなつたときも同様とする。

- 第3条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(使用者の選考)

第7条 協会は、施設使用の申込みが多く、施設面積等を超える場合は、次に掲げる事項を考慮し使用者の選考を行うことができるものとする。

- 施設を使用する輸出入業者等が県内に本店又は営業所を有する者を優先する。
 - 清水港又は県内の港灣を利用する貨物を扱う者を優先する。
 - 利用効率を高めるため一般使用より専用使用を優先する。
- 2 協会は、公平性、公共性及び効率的な運営を図るため、使用者の選考に当たり必要に応じて利用調整会議等を開催することができるものとする。

(利用料金の納付)

第8条 第3条第1項の使用の承認を受けた者は、別表に定める利用料金を協会に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 次に掲げる場合には、利用料金を減免することができる。

- 地震等その他の災害及び特別の事情がある場合。
- その他公益上の理由から利用料金を徴収することが不適当であると協会が認め、知事の承認を得た場合。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次に掲げる場合には還付することができる。

- 地震等の災害により使用が不能になったとき（地震等の災害が発生し、コンテナ基地の施設を災害救援の支援施設として使用される必要があり、使用承認を取り消した場合を含む。）
- コンテナ基地の施設が、設備の故障等により使用不能となったとき。
- 使用者の責めに帰ることができない理由により使用することができなくなったとき。
- 使用開始の日の前日までに使用者から、使用の取消しの申出があったとき。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設を速やかに原状に復さなければならない。また第6条の規定により使用の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様とする。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「443円」とあるのは、「349円」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「455円」とあるのは、「358円」とする。

附 則

1 この規程は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「463円」とあるのは、「364円」とする。

別表（第8条関係）

区 分		利 用 料 金	
		算 定 単 位	金 額
コンテナ・フレート・ ステーション	一 般 使 用	貨物搬入の日から起算して15日まで	18円60銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	37円10銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	74円40銭
	専 用 使 用	1平方メートル1か月につき	463円
コンテナ・ヤード		貨物搬入の日から起算して15日まで	5円80銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後	8円90銭
く ん 蒸 棟		1回につき	5,800円
		1か月間継続して使用する場合は、1か月につき	46,000円

備考

1. 利用料金の算定については、使用した数量等が1平方メートル、1日若しくは1か月に満たない端数があるとき、又は使用した数量等に1平方メートル、1日若しくは1か月に満たない端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1日又は1か月に切り上げるものとする。
2. 1件の利用料金の額が、100円に満たないときは、100円とする。
3. 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 令和元年度 施設利用実績

4 会場時間の延長並びに臨時の開場又は休場の決定実績

区分	H31.4月	R元年5月	R元年6月	R元年7月	R元年8月	R元年9月	R元年10月	R元年11月	R元年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	合計
開場時間の延長(件)	48	51	30	47	42	45	47	43	42	42	37	38	512
臨時の開場(件)	7	5	5	7	9	4	6	6	1	7	9	5	71
臨時の休場(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	55	56	35	54	51	49	53	49	43	49	46	43	583

5 有料施設の利用実績

区分	H31.4月	R元年5月	R元年6月	R元年7月	R元年8月	R元年9月	R元年10月	R元年11月	R元年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	合計
使用件数(件)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
使用面積(m ²)	253,500	261,950	253,500	261,950	261,950	253,500	261,950	253,500	261,950	261,950	245,050	261,950	3,092,700
利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
使用件数(件)	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	3	27
使用面積(m ²)	3,120.00	3,844.00	4,043.73	4,090.96	3,844.00	3,720.00	3,844.00	3,720.00	3,844.00	3,844.00	3,596.00	4,098.10	45,608.79
利用率(%)	0.88	1.04	1.13	1.11	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.11	1.05
使用件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 トラックスケールの利用実績

区分	H31.4月	R元年5月	R元年6月	R元年7月	R元年8月	R元年9月	R元年10月	R元年11月	R元年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	合計
使用件数(件)	78	16	14	30	46	30	24	36	8	36	30	52	400
質量(t)	2,005.90	358.52	326.94	758.54	1,159.16	735.36	566.90	906.86	158.79	920.21	738.66	1,213.38	9,849.22

* 件数、質量： 総質量掛 + 風袋量掛

3 条例、規則、要領等

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例

昭和46年3月15日

条例第6号

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例

(題名改正〔平成17年条例57号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(設置)

第2条 外国貿易の振興に寄与することを目的として、静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)を浜松市に設置する。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(事業)

第3条 コンテナ基地は、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンテナ基地を輸出入業者その他の輸出入貨物を取り扱う者(以下「輸出入業者等」という。)の使用に供すること。
- (2) 外国貿易に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(開場時間)

第4条 コンテナ基地の開場時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(休場日)

第5条 コンテナ基地の休場日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (追加〔平成17年条例57号〕)

(使用の承認)

第6条 コンテナ基地のコンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード又はくん蒸棟(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、コンテナ基地の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(使用の不承認)

第7条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) コンテナ基地の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他その使用が不相当であると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第7条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第6条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設を速やかに原状に復さなければならない。前条の規定により使用の承認の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様

とする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者による管理)

第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にコンテナ基地の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のコンテナ基地の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条ただし書の規定による開場時間の変更

イ 第5条ただし書の規定による臨時の開場又は休場の決定

ウ 第6条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与

エ 第7条の規定による使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)

オ 第9条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第7条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事業に関する業務

(3) コンテナ基地の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第12条 前条第1項の規定による指定は、コンテナ基地の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にコンテナ基地の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、輸出入業者等の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が、コンテナ基地の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の納付)

第15条 指定管理者が第11条第2項第1号ウの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成2年条例9号・17年57号〕)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和46年6月規則第31号で、同46年6月21日から施行)
- 2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの項利用料金の欄中「463円」とあるのは、「364円」とする。
(全部改正〔昭和50年条例12号〕、一部改正〔昭和54年条例10号・58年14号・61年21号・平成2年9号・5年11号・8年16号・11年21号・17年57号・26年39号・31年33号〕)
- 3 知事は、新たに第13条の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第11条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第15条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例49号〕)

附 則(昭和48年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けているコンテナ基地の使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年3月22日条例第10号)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料については、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月25日条例第14号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項及び別表の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月24日条例第21号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月29日条例第9号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第11号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月28日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第21号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 新条例第15条第2項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成20年12月26日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第39号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第2項の承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月26日条例第33号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第2項の承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表(第15条関係)

(全部改正〔平成2年条例9号〕、一部改正〔平成5年条例11号・8年16号・11年21号・17年57号・26年39号・31年33号〕)

区分			利用料金	
			算定単位	金額
コンテナ・フレート・ステーション	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	18円60銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		37円10銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		74円40銭
	専用使用	1平方メートル1月につき	463円	
コンテナ・ヤード	貨物搬入の日から起算して15日まで		1平方メートル1日につき	5円80銭
	貨物搬入の日から起算して16日以後			8円90銭
くん蒸棟			1回につき	5,800円
			1月間継続して使用する場合は、1月につき	46,000円

備考

- 1 利用料金の算定については、使用した数量等が1平方メートル、1日若しくは1月に満たないとき、又は使用した数量等に1平方メートル、1日若しくは1月に満たない端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1日又は1月に切り上げるものとする。
- 2 1件の利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 3 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年7月15日

規則第65号

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県浜松内陸コンテナ基地管理規則(昭和46年静岡県規則第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(一部改正〔平成24年規則41号〕)

(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) コンテナ基地の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、コンテナ基地の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成24年規則41号・令和元年4号〕)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理に関する業務を行いたいので、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。)及び静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年静岡県規則第65号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で「指定管理者」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び条例第11条に定める指定管理者をいう。

2 この要領で「使用者」とは、指定管理者が条例第11条第2項第1号ウの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者をいう。

3 この要領で「有料施設」とは、コンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード及びくん蒸棟をいう。

4 この要領で「利用料金」とは、条例第15条第2項の定めるところに従い、条例別表に定める額の範囲内において、乙があらかじめ静岡県知事の承認を得て定めた利用料金をいう。

5 この要領で「入居団体」とは、コンテナ基地の事業推進に寄与するため、地方自治法第238条の4第4項及び静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)第46条第2項に基づき、行政財産(コンテナ基地)の使用を許可した団体をいう。

(管理対象施設等)

第3条 指定管理者が管理運営を行うコンテナ基地の土地、建物、工作物等は別表のとおりとする。

(開場時間の延長又は臨時の開場)

第4条 指定管理者は、使用者から開場時間の延長(開場日における午前7時30分以前又は午後6時30分以後の開場をいう。以下同じ。)又は臨時の開場(休場日における開場をいう。以下同じ。)の申出があり、次のいずれかに該当すると認めるときは、条例第11条第3項の規定による知事の承認を受けたのもののみならず、開場時間の延長又は臨時の開場を決定することができる。

(1) 通関、船積み手続等の都合により、使用者が開場時間外又は休場日において、業務を実施しなければならない事由が生じたとき。

(2) 地震その他の災害等特別の事情により、使用者が開場時間内又は開場日内において業務を完了することができなくなったとき。

2 指定管理者は、前項の規定により開場時間の延長又は臨時の開場を決定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

第2章 管理運営業務

第1節 有料施設

(有料施設の使用規定)

第5条 指定管理者は、条例第11条第2項第1号ウ、エ及びオの規定に基づく業務を遂行するため、有料施設の使用に関する規定を定めなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第16条に規定する「知事が定める基準」とは、次の場合をいう。

(1) 地震等の災害及び特別の事情がある場合。

(2) その他公益上の理由から利用料金を徴収することが不相当であると指定管理者が認め、知事の承認を得た場合。

(利用料金の還付)

第7条 条例第17条ただし書に規定する「知事が定める基準」とは、次の場合をいう。

(1) 地震等の災害により使用が不能になったとき(地震等の災害が発生し、コンテナ基地の施設を災害救援の支援施設として使用させる必要があり、使用承認を取り消した場合を含む。)

- (2) コンテナ基地の施設が、設備の故障等により使用不能となったとき。
- (3) 使用者の責めに帰ることができない理由により使用することができなくなったとき。
- (4) 使用者から、指定管理者が定める日までに、使用の取消しの申出があったとき。

第2節 くん蒸棟

(くん蒸棟の使用要件)

第8条 くん蒸棟の使用承認については、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) くん蒸の対象物品が、外国貿易に関しくん蒸を必要とする輸出入品及びその容器包装（植物防疫法（昭和25年法律第51号）第9条第1項の規定に基づく消毒としてのくん蒸を必要とする植物及び容器包装を除く。）であること。
- (2) くん蒸に伴う危害防止を図るため、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林水産省農政局長通達。以下「要綱」という。）第6の規定に準じ、次のいずれの事項にも適合する者がくん蒸を実施すること。
 - ア 植物検疫くん蒸統括責任者（要綱第1.1に規定する者をいう。以下同じ。）を設置し、要綱第2に掲げる事務を適正に実施させている者であること。
 - イ 2名以上で作業班を編成している者であること。
 - ウ ガス検定器、防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。
 - エ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」（社団法人日本くん蒸技術協会（昭和56年3月））を常備している者については、当該救急薬品を整備する必要はないものとする。
 - オ 特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付け51農蚕第483号農林水産省農産園芸局長通達）に基づき特定検疫くん蒸専門講習において、倉庫くん蒸の専門課程を修了した植物検疫くん蒸作業主任者（以下「くん蒸作業主任者」という。）を設置している者であること。
 - カ 植物検疫所長（支・出張所を含む。）の指示する危険防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。

(くん蒸作業に係る措置)

第9条 くん蒸棟の使用者は、くん蒸作業の実施に当たって、次の措置を講じなければならない。

(1) くん蒸前

- ア くん蒸実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置（応急手当、医師への連絡等）等危害防止上必要な事項を、くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）を通じて、あらかじめ入居団体、有料施設の使用者、指定管理者等（以下「入居団体等」という。）に十分説明しておくこと。
- イ くん蒸作業は、植物検疫くん蒸作業主任者の指揮監督のもとに行わせること。
- ウ あらかじめ入居団体等及び植物検疫くん蒸作業主任者の間で、投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について協議すること。
- エ くん蒸棟内及び投薬場所の周囲にくん蒸者以外のものがないことを確認すること。
- オ 人の出入するおそれのある箇所には「くん蒸実施中・立入禁止」の表示をすること。
- カ 扉、くぐり戸の施錠等開孔部の完全密閉とその確認を行うこと。
- キ くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。
- ク 指定管理者と協力して、ガス循環装置その他くん蒸施設の点検を行うこと。

(2) くん蒸中

- ア くん蒸者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。
- イ 投薬後は、ガス漏れの有無を綿密に確認し、ガス漏れを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。
- ウ 指定管理者と協力して、くん蒸中のガスの漏洩点検を定期的に行うこと。

(3) ガス開放時

- ア 周囲に有毒ガスが排出されることを入居団体等に知らせるとともに、抑制濃度以上のガスが拡散される可能性ある範囲については、立入を禁止し、その旨を表示すること。
- イ 風向、人家の有無及び周囲における作業の状況等を考慮し、安全を確認して開放すること。
- ウ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。

(4) 開放後

- ア 投棄後のガス容器は、残存ガスの危険のないことを確認して必ず安全に処理すること。
- イ 荷役作業の開始に先立って、作業場所のすみずみに至るまでガス濃度が抑制濃度以下であることを確認すること。
- ウ 「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。
- エ くん蒸作業がすべて終了した場合は、指定管理者に報告すること。

(くん蒸棟使用の経費負担)

第10条 くん蒸棟の使用者は、次の経費等を負担する。

- (1) くん蒸に要する薬品の代金及びその他の諸費用
- (2) くん蒸施設及び備付器具を損傷又は滅失した場合、その修繕料、購入代金等

第3節 トラック・スケール

(トラック・スケールの管理)

第11条 指定管理者は、トラック・スケールの適正な管理運営の確保に努めるため、次に掲げる事項に留意するとともに、使用に関する規定を定めなければならない。

- (1) トラック・スケールの利用者は、原則としてコンテナ基地の有料施設の使用者に限る。
- (2) トラック・スケールの利用料金は当分の間、無料とする。
- (3) 計量証明の事業を行うため、計量法(平成4年5月法律第51号)第107条の規定に基づき知事の登録を受けなければならない。

第4節 維持管理業務

(施設の管理)

第12条 指定管理者は、施設管理に関する規定を定めると共に、毎年度施設管理計画を策定し、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行い、施設設備、物品等の機能の維持を図らなければならない。

(管理業務日誌等)

第13条 指定管理者は、管理業務日誌及び施設修繕帳簿を作成し、必要に応じて、県等関係機関に提出しなければならない。

(災害対策)

第14条 指定管理者は、災害対策のため、防災・消防計画を策定して、浜松市、県、国等の防災業務所管部署又は機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し、緊急時に備えなければならない。

(共益費の徴収)

第15条 指定管理者は、有料施設の使用者及び入居団体から光熱水費等の共益費を徴収するため、共益費の徴収に関する規定を定めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 静岡県浜松内陸コンテナ基地内管理規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地共益費徴収規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地消防計画規定(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地内各室の戸締り及び火気取締まり規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地トラック・スケール管理運営規程(平成2年4月1日施行)及び静岡県浜松内陸コンテナ基地くん蒸施設管理運営要領(平成2年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この改正は、平成25年2月1日から施行する。

別表

(1) 土地

ア 所在番地	浜松市東区流通元町5番1号
イ 公簿面積	32,775.80 m ²
ウ 実測面積	32,921.24 m ²

(2) 建物

番号	名称	種目	構造規模	建築年月日	建築面積 延面積 (m ²)	備考
1	管理棟	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 5. 10	590 588	H10. 1 月 コントロール室(2 階、 97.4 m ²)部分を撤去 H23 耐震補強工事実施
2	コンテナ・フレーター・ステーション (CFS 1 号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	9,447 9,064	S54. 2 月 北側部分を増設 H23～24 耐震補強工事実施 H24 CFS 管理室撤去
3	コンテナ・フレーター・ステーション (CFS 2 号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	1,888 1,782	H23 耐震補強工事実施 H26 屋根修繕工事実施
4	くん蒸棟	倉庫建	鉄筋コンクリート造	S48. 5. 1	70 70	
5	トラック・チェック・ブース	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	12 12	
6	車庫	雑屋建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	32 32	

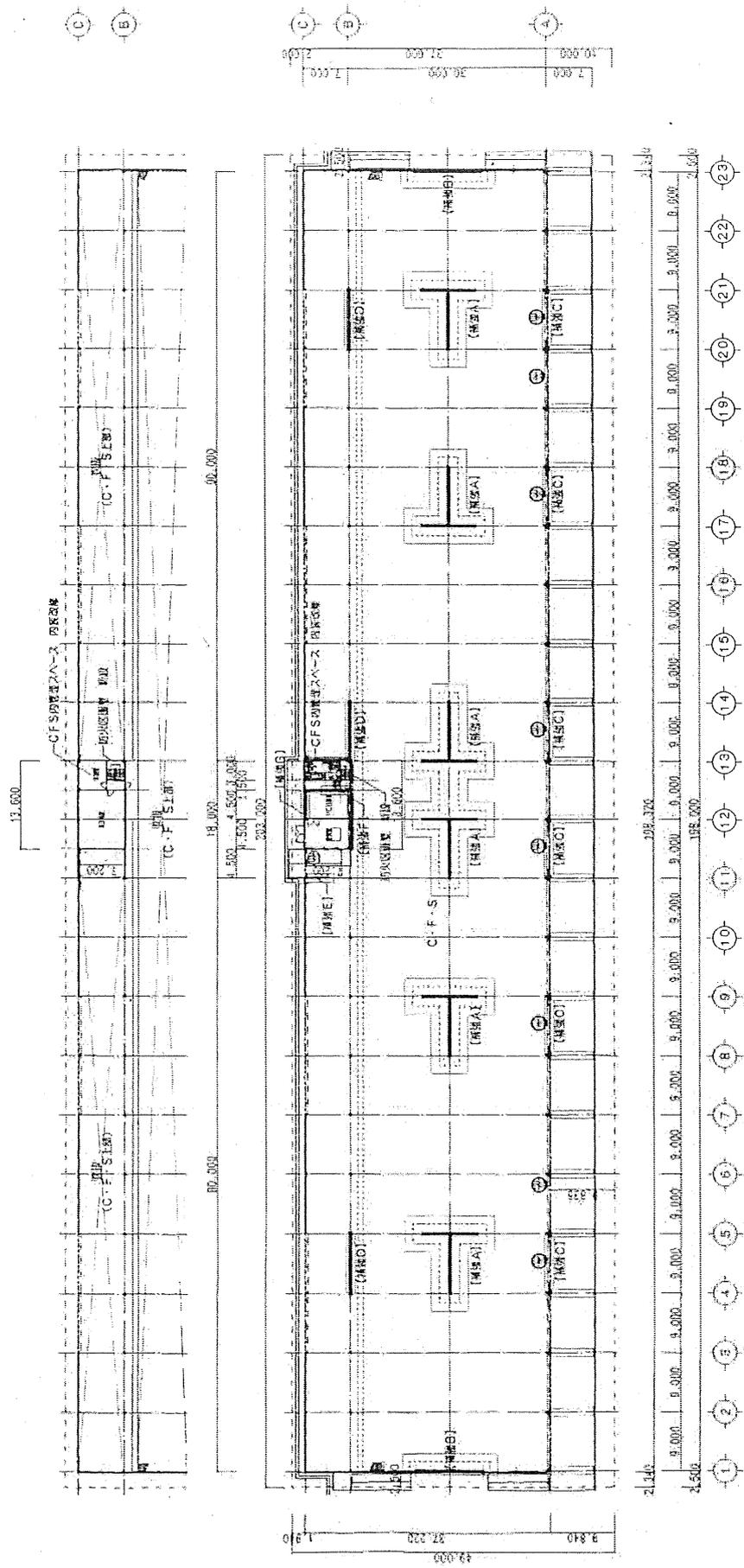
(3) 工作物

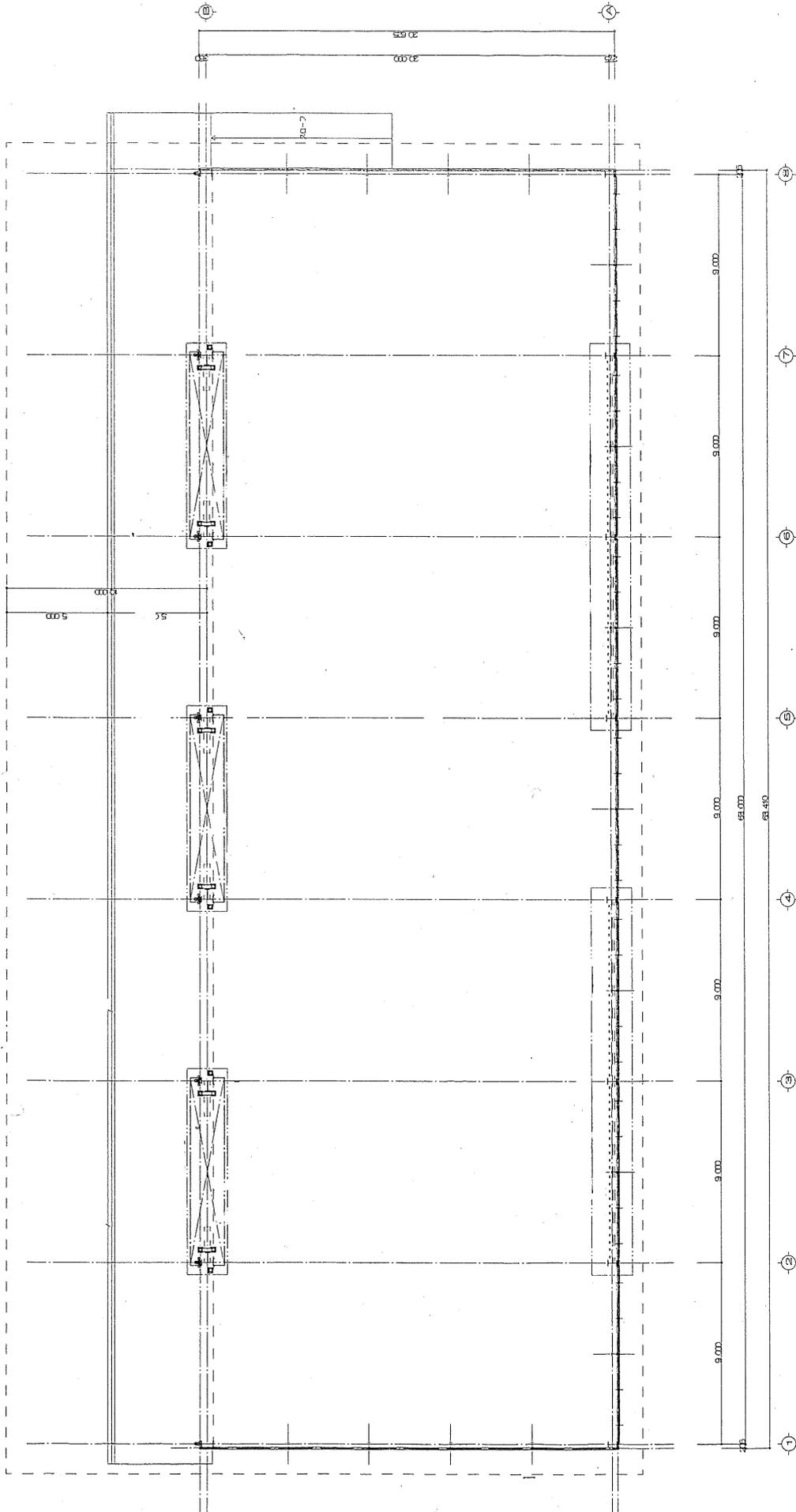
No.	名称	種目	構造	設置年月日	数量	備考
1	門扉	門・囲障	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	S46. 5. 10	2	
2	旗竿	雑工作物	アルミニウム製	S46. 5. 10	3	
3	消火・火災報知機器	消火装置		S46. 5. 10 S46. 6. 22 S48. 3. 27 S48. 5. 1 H14. 3	2 2 1 1 2	資料4に記載した消防防災設備の一部
4	消火栓配管	消火装置	金属造	H11 ～ 14	1	
5	冷凍コンセント	雑工作物		S47. 4. 8	6	
6	外柵	門・囲障		S46. 5. 10 H24. 11. 2 2	1	生垣を含む
7	キュービクル	雑工作物		H24. 8. 13	2	
8	プロパン庫	雑工作物	ブロック造	S46. 5. 10	1	
9	カーブミラー	諸標	鋼製	S54	4	
10	物置	雑工作物	軽量鉄骨造	H9. 7	1	
11	引込柱	電柱	コンクリート造	S46. 5. 10	1	
12	築庭	築庭		H3. 6	1	
13	コンテナヤード	舗床	アスファルト敷	S46. 3	1	

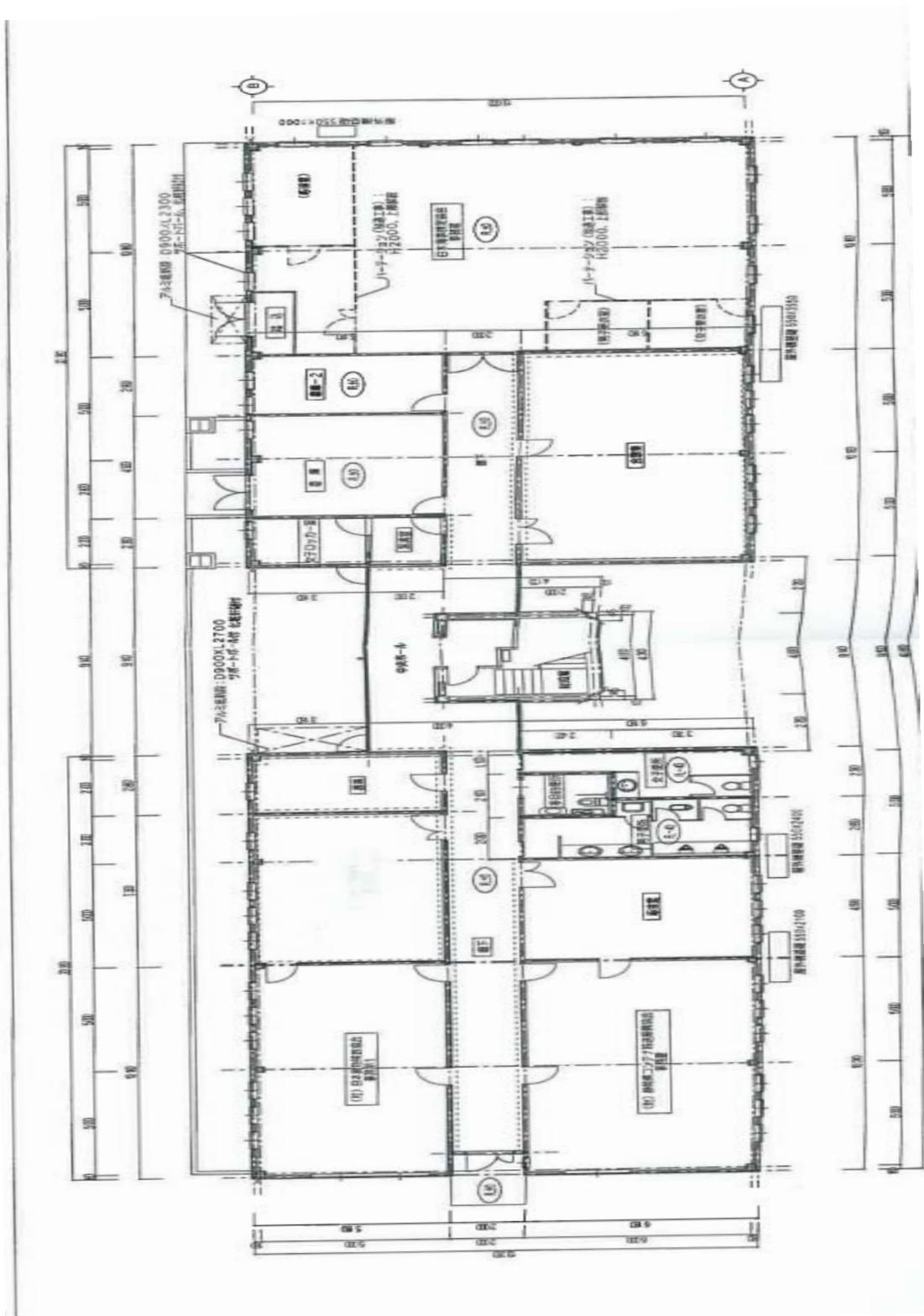
静岡県浜松内陸コンテナ基地コンテナヤード目的外使用基準

- 1 使用期間は休日等であって、貨物の搬出入の業務に支障のないこと。
- 2 公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会、名古屋税関清水支署浜松出張所、および当基地利用企業の業務に支障のないこと。
- 3 国、または地方公共団体が主催する催事であること。
- 4 公的団体(報道機関を含む。)が主催する催事で国、県または地元市町村が後援する場合であって、当該後援団体から公共性、公益性が高いと認められ協力要請があること。
- 5 主催者が入場料を徴さないこと。

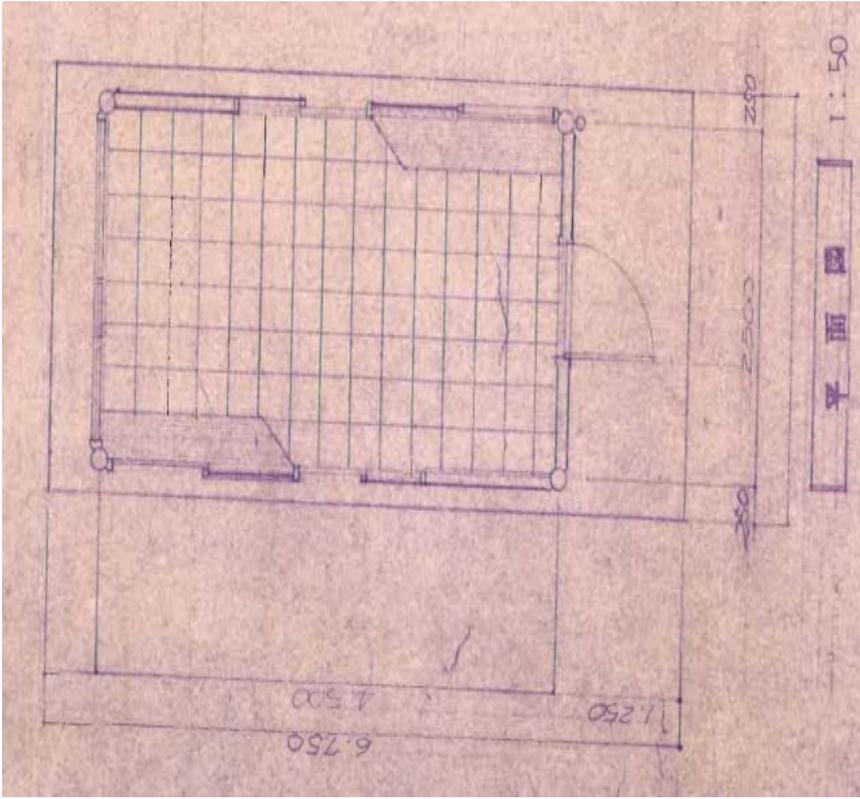
4 浜松内陸コンテナ基地 主要施設平面図



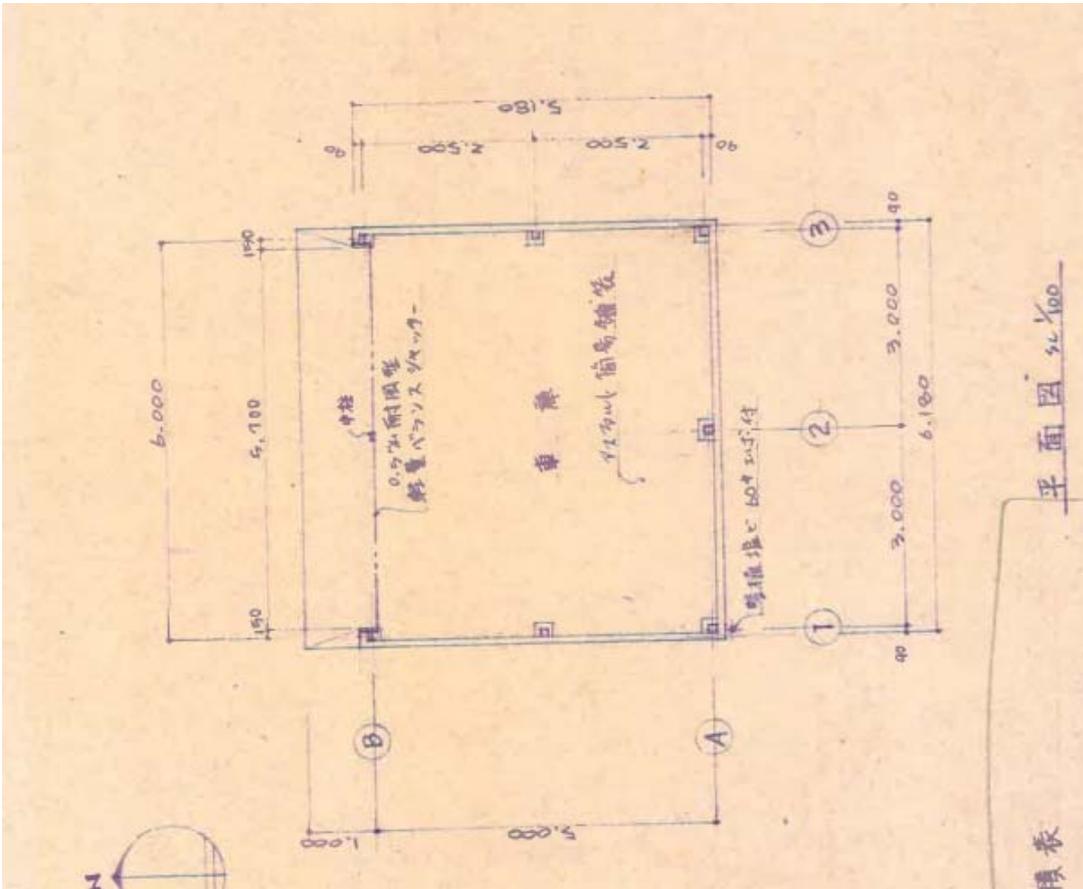




管理棟平面図



トラック・チェック・ブース平面図



車庫平面図